

す。今回は災害国会でありまして、衆議院が通つたらそれでいいじゃないかというふうにとれるような節のあったことは、私たちはなほ遺憾に思う次第であります。日本の議会は二院制度でありますから、そういう点、十分私たちも会期末ですからこれだけ踏まえることについては、十分やりくりし協力しなくてはならぬと思つてゐる次第であります。私たちは三十一日までには災害関係の法案全部を上げることに全力をあげて協力をいたすことを了解いたしてゐますが、それはあくまで了解事項で、不測の事態が起こりまして、それは一に建設大臣のこれまでとられたことに対する態度、今後の国会対策いかんにあろうと思つた次第であります。わが党としましては一言申し上げて弁明を求める次第であります。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいまことに恐縮をしながら御意見を拝聴いたしておつた次第であります。実は、昨日は非常にあいにくの時間的な繰り合せになりました、当委員会に参りまして修正案の御説明を申し上げてから、衆議院の本院議に入りまして、衆議院の本院議は私どもの所管法案が数件かかりました。ことに、そのうちには災害関係の法案が議決される議案でございまして、午後四時ごろまで本会議におりました。そのあと直ちに当委員会に参るべきであつたのでありますが、総理大臣が会長をいたしておられます。国土縦貫自動車道審議会がございまして、総理大臣の御都合がつきま

おりましたわけで、こちらのほうの事情を承りましたので、その会議を中止いたしまして、本日午前九時からの続開といたしまして、かけつめたのでございまして、すでに時おそいで、まことに遺憾にたえなかつた次第であります。この点、私としては最善を尽くすつもりではおりましたが、時間の繰り合わせ上まことに相済まない結果に相なりました次第であります。この点心から恐縮に存じておる次第でござい

す。ここに遺憾の意を表しまして御了解を得たいと思つてゐます。

○中田吉雄君 私は、数日前に連絡してあるのにあつた委員会委員の組み方は、おそらく昨日ごろ通つて法案が回つてくるというところは、すでに主管の建設省とされてはわかつておるはずなんです。そういうときに他の委員会、外の委員会を招集されておくといいこと、私はそういうところに非常に問題があると思つてゐます。いろいろ御多忙なことは承知しますが、私は、やはり長い間党人としてやらね、折り返しの正しいと聞いておる中村大臣がああいう態度をとられましたことは、はなはだ遺憾に思ふ。今後は、やはり会期末ですし、外の委員会の日程を組まれる際には、これはあらゆる各省に通ずることと思つてゐますが、そういう議合のないような組み方をされておくことが——そういう心がまえがつまり私は非常に問題だと思つてゐる。答弁は求めませんが、そういう点、中村大臣がどちらに行つていかかわからぬような、そういう日程のやりくりになつた根本はそこにあると思つて、一言その点申し上げ、再び少なくとも当委員会においてはそういう

ことのありませぬように、重ねて申し上げておく次第であります。

○委員長(一松定吉君) これより審議に入ります。昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外十三件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き質疑を行ないます。

○樺葉夫君 七月以来の重なる災害についての関係法律案がたぐさ付託されておるわけでありまして、私は、昭和九年の室戸台風からこの間の第二室戸台風に至りますまでの間に、私自身床上浸水六回の経験を持つておりますので、主として大阪の問題が中心になります。御了解を得ておきたいと思つて、通産大臣は日程がつまつておりました。退席される時間が早いようございまして、詳細なことは後日の委員会に譲りまして、きょうは要点だけ一つお尋ねをいたしたいと思つてゐます。今度の二十四号台風が東京に來なくて非常に幸ひでした。過般の伊勢湾台風といい、今回の第二室戸台風といい、災害をひどくいたしております原因が、大きな工業都市、しかもそれが地盤沈下のために非常に災害を大きくしておるといふことについては政府はお認めになりますか。それとも、それ以外に災害をひどくしたのもとしての原因が他にありとお考えになりますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) いろいろ原因があるだらうと思つてゐますが、大阪付近の地盤沈下のはなはだしい所におきましては、他においては避けられるような暴風雨でも甚大な損害をしばしばこうむつておる、かように私も感じております。

○樺葉夫君 この問題は建設大臣から一つお答えをいただきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 確かに地盤沈下が災害を大きくしている重要な要素の一つである、私も考えております。

○樺葉夫君 そこでお尋ねをいたしますが、起こつた災害をいかにして救済をするか、あるいは今後どういふふうな対策をもつてこの予防措置を講ずるか、ということが私は災害対策の根本でなければならぬと思つてゐます。そこで、この地盤沈下の原因は一体どこにあるか、建設大臣から一つ。

○国務大臣(中村梅吉君) 地盤沈下問題が起つて以来、いろいろな研究があるいは調査が続けられてきておりますが、どうも地下水使用というものが大きな原因であるといふことは間違いない事実であるという結論になつてきております。私どももそう信じております。したがつて、地下水の使用規制というものは、この段階になりましたらどうもしなければならぬ。同時に、用水の使用規制をいたしますのには、工業用水その他ビル用水にいたしても、用水を充実するいわゆる水資源開発、ただいま御審議をいたしておられますような水資源開発というものは国家的な使命として重要な仕事で、この二つを合わせて、何とか地盤沈下を食い止める道を講じなければならぬ、かように考えておつて努力中でございます。

○樺葉夫君 建設大臣は、地下水の過度のくみ上げということが地盤沈下の重要な原因といふことをお述べになりましたが、私も同じように考えております。ところがこの地下水の保全、管

理といふことについてずつと法律を見ましても工業用水関係の二つの法律、わずかにこれは新しく井戸を掘らうとする者に対して規制を加へておるに過ぎませんために、工業用水二法が公布されましてからでも、依然としてこういう工業地帯におきましては地盤沈下が続いております。そこで、今度の水資源開発関係の二つの法律、災害対策基本法などもこの国会に出されておるのでありますけれども、いずれも災害を大きくする原因の地盤沈下、この沈下を防止するための法律としては不十分であります。そこで政府は、これらの法律の修正を考へるか、それとも地下水の保全、管理ということについての、従来の法律で足らざる部分についての補正といふことが、補完の法律についてお考えになつてい

ませんか。

○国務大臣(中村梅吉君) ビル用水につきましてはいろいろ権利関係、あるいは現状の施設との関係もございまして、法制上むずかしい点もございまして、何とか立法化をいたしたいといふことで、目下立案作業を続けています。この中で、次の通常国会には地下水使用の規制の措置を講じたい、こう思つております。かたがた工業用水につきましては、どうしてもこれは他に水を供給する道を講じていくということが先決問題でございまして、法律の改正といふことも必要であるかもしれませんが、水の充足を期するといふことが非常に大事だと思つてゐます。東京都の江東地区のような地域につきましては、これは都と国とがいろいろ研究を続けて参りまして、汚水処理場の水を浄化して、工業用水に使う道はないか

○國務大臣（佐藤榮作君）御指摘のと

を得まして、工業用水法ができており

み上げは一切許可しない、こういう措

の地盤沈下から新産業を守るといふ

てとつてゐるわけにあります。また、

度と、これを引き続いて使う、こうい

うと思いますが、一面、相対的には堅

第十七部 災害対策特別委員会

○樁繁夫君 建設大臣は何か新しい、

用の地下水くみ上げ、これだけをお考

る所のみを許可主義でやっていく、こ

うに、全面的禁止の方向にいきたいとい

り、日本の産業に重大な影響があると

ら、少なくとも地盤沈下地帯に供給い

が、われわれといたしましては、最も

考えて参りたいと思つておられます。

昭和三十六年十月二十六日

な影響のあることは、これはもうお説

補助が、去年まで四分の一でありまし

えを変えてもらうようにやつておつた。

ます際の水道使用料というものが高く

産大臣ひとつお考えを承りたい。

どもは、ただいま、工業用水道の整備を

けのものを作りたいとなりますと、た

なりますように、必ず直いものになる

【参議院】

とだけではなしに、可能な範囲にな

れはもう安いに越したことはございませう。

堺のものにいたしましても、必ず相当

をふやす、こういう方面に特に力をい

御答弁を伺ったのですが、全国に工業

どを見ましても、私は工業用水道と

地盤が沈下し、そのために災害がひと

えになることが災害対策の根本だと思

100

水から守っておる例は幾つもあるわけ

の整備ばかりじゃなしに、やはり地盤

う意味に於いての整備を進めていく。

し高く上げることができれば一番け

をとめるといふ方法をとる。これは非

産業は壊滅するということにもなりす

いろいろのとおれさせて進んでいくべき

な状態では、私は高潮対策としては非

— 100 —

また根本的な対策だと、かように考えております。

○樺葉夫君 通産大臣が御帰りを急がれるものですから、工業用水道の質間がちよっと先になったのですが、私が申し上げようとしておりますことは、高潮対策として、昭和二十六年以来、大阪では、大きい、六メートル五十から、市内のほうへ入ります河川の護岸におきましては、四メートル五十程度の防潮堤を政府の補助をいただきまして作ったのであります。おかげで今回の台風におきましては、一メートル以上下がっておりますけれども、防潮堤がございますために、それをこえた水が損害を与えた、被害を与えたという事になったのであります。水量が非常に少なかったものですから、比較的被害の程度を少なく済みますことができたのであります。そこで、この防潮堤を二十五年当時設計いたしましたように復旧をいたしますことが、もとの原形に復旧いたしますことが、当面大きな問題であることは申すまでもありません。ところがこれを上げまして、ふたたびまた十年後には今日沈下しておりますように一メートル二十ないしは一メートル五十も下がるというようになるとなつては、さいの川原の石積みと同じことになりまして、どうしても地盤沈下の原因である地下水の過度のくみ上げの強力な規制というのをやる必要がある。そのためには工業用水道を早急に普及しなければならぬ、こういうことを申し上げようといいたしておりますのであります。防潮堤の話が出ましたので大蔵大臣と建設大臣にお尋ねいたしますが、今大阪海岸の防潮堤の問題について

て通産大臣から、急速にこれは進めなければならぬというお話もございまして、非常にわが意を得たりというところでもございしますが、昭和二十六年から先ほど申しますように六メートル五十ないしは四メートル五十に防潮堤を作つていただいたのですが、残念ながらこの十年間に一メートル以上の沈下をいたしました。そこでこれを二十六年の計画の当時のようにいたしますことは原形の復旧だと私は思いますが、今度たぐさんの法律が出ておりますが、原形復旧か改良復旧かというより、言葉が至るところにございまして、原形復旧といふことについてお尋ねをしておりますが、高潮対策としての防潮堤をございまして、二十六年に計画をいたしましたときの状態にするといふことが原形復旧だと私は思うのでございしますが、政府のお考えを一つ承りたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 地盤沈下も一つの災害でございまして、私も同じように考えております。

○樺葉夫君 大蔵大臣にお答えを願ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 私はそれが原形復旧かどうかよくわかりませんが、問題は今回あの程度の防潮堤を作つておいたためにある程度被害を免れたが、しかしあれでもなお潮が越してあるのでございまして、もうちよつと高潮が来た場合には、今回より大きい災害をこうむつたであらうといふことは今回の災害ではつきりいたしましたので、したがって、地盤沈下に伴うもう一步のかき上げといふものが大阪の防潮堤では必要だといふことが現在はずきりしておりますので、そ

れではこの防災措置として、今後この災害の結果から見て、大阪の防潮堤をどういふふうに急速に必要なかさ上げをし、必要な速度でこの事業を繰り上げるか、繰り上げ工事をするかということが現実で今大阪では問題になっておりますので、私どもとしましてはこの問題を政府内部でやつておりまして、当面本年度においても少し工事を急ぐ、こういう方向で今話をきめておるところでございまして、ですから原形復旧といつても意味がなくて、ここまでは安全だといふことをやはり計画して、今後それを何年間にどういふふうにするかといふことをきめることが、私は急務じゃないかと思つております。

○樺葉夫君 大蔵大臣から御答弁をいただいたのですが、大阪の防潮堤をとかく早く、しかも完全なものを作らせるようにして、政府のお考えをきめたい。今相談中といふことでございまして、これはちよつと三十四年度の伊勢湾台風の際に、この名古屋のほうにいられたような意味の特別措置を考究中といふふうに理解してよろしうございしますか。

○国務大臣(水田三喜男君) そうではございせん、すでにできておつた防潮堤が全部災害によつて破壊されたといふようなときには、災害対策でとられる特例法によつて処置するといふのであります。大阪の場合はこれはこわされてしまつた損害の復旧とかといふことではございせん、今度の経験から見て、もう一步の対策が必要だといふ問題でございまして、これは災害立法とは別に防災措置としてどういふ措置をとるかといふことで対処

すべきものだらうと思ひます。そういう意味におきまして今、大阪の防潮堤を至急繰り上げ工事をするとか、その場合国としては起債をどう見てやるかとか、補助をどう見てやるかとかといふような、災害とは別の問題としてこれを取り上げて今研究中であるところでもございします。

○樺葉夫君 地盤沈下も災害であるから、私も同様に考えておるといふ建設大臣の御答弁のあとで、大蔵大臣から災害とは別だと、こういう御答弁をいただいたのですが、私も災害といふのは、台風であらうと、高潮であらうと、地震であらうと、地盤沈下であらうと同じことだと私は思ふ。ただ短い時間にとつとて来る災害と、地盤沈下のほうには長い時間かかつて、そうして現にこれは一メートル以上も沈下したてのおのりであるから、時間がありまして、長いことかかつて、時間がありまして、地盤沈下を建設大臣の申されますように、私は災害としてお考えいただくかなければならぬように思ひますので、重ねて大蔵大臣からお答えを願ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 地盤沈下も災害でございしますが、地盤沈下に対する災害はどうかといふのはまた別問題でございします。今回の災害にも御承知のとおり、災害立法をするのならひとりと台風でなく、たとえば浅間山が爆発して、灰で野菜を傷つけておるからこれをこへ入れろ、桜島もそう、どこもそう入らう、日本じゅうはかの理由による災害が皆これに便乗してきていろいろ問題を起こして参りますが、これ

はこういう各種の災害に対する対処策といふものはまた別個に研究されてもよいのですが、今回のものは集中豪雨と室戸台風による災害に対する措置でございまして、これは、これと切り離して研究しようといふことになつておりますから、したがって、地盤沈下の問題も一つの災害でございしますが、この災害にどうするか、この災害を起ささないような防災対策を今後どうするかといふ問題は一応切り離して考えなければ、これは措置としては、それこそおかしきことになりまして、私どもは、分けてこれは対処策は考えたと思つております。

○樺葉夫君 大蔵大臣のお話のように分けていたでいてつこうなんです。私も一緒にしてでもおつと思つてはおりませんし、すでに補正予算も可決いたしましたわけでもございまして、政府の御方針として、来たるべき通常国会にでも特別にお考えいただけますかといふことを、実はお伺ひをしたのであります。

○国務大臣(水田三喜男君) 通常国会においてはもちろん考えますが、私は今回の経験によつて、大阪だけは特別に通常国会を待たなくて、今すぐ今年度の計画の繰り上げといふことを考えて、予算的な措置もできるだけのことをしたい、今年度中もそうしたいといふことを考えております。○樺葉夫君 今年度も考えていただく、さらに来年も考えていただく。そこで、先ほど建設大臣から御答弁のありました地下水の保全、管理という問題と、それによる地盤の沈下を防止する方法を講ずるとともに、大阪海岸及び河川に付属いたしますところの高潮

今度の大阪の被害は高潮による被害、これが非常に多かったわけだ。そこで大蔵大臣はその対策を考える場合に、災害対策として考えない、一般の防災対策として考える、こういうお話であります。これは私はちょっと理解しにくいと思います。あの第二戸台風の高潮によって大阪は甚大な被害を受けているわけなんです。したがって、当然これは災害対策として防潮堤の問題を考える必要がある。防潮堤が低かったためにああいう大きな災害を受けた。したがって、これは災害対策として、早急に、私は少なくともこの国会で政府はやるべきだったと思う。少なくとも伊勢湾台風と同様な考えに立って、この対策を樹立すべきであ

なっておりますので、この防潮堤が今次災害を受けて全部こわされてしまったというようなことでしたら、これを一挙に復旧するということはなかなか財政的にむずかしい問題でございますから、それは伊勢湾のときにとったような処置をとるべきかもしれません。問題は、この防潮堤がこわされたのじゃなくて、今度の経験から見ると、あれがあそこまでできておったために、非常に災害もあつたが、あれがなかったらたいへんだつたという結果が出ておりますので、それから見ますと大阪にはこのごろしばしばこういう事例があるから、ここで防潮堤のかさ上げとか、必要な工事をするし、この速度を今までよりはもっと早めて急速に

れが着々と進行している。大阪の場合にも災害対策としてやれば、伊勢湾と同様な考えに立つてやれば、これはかさ上げについても莫大な予算が要るけれども、これは国が相当大きな援助をすることになる。それをやらないということは、これは国の負担を軽減する、そういう立場からのみ大蔵大臣は考えているのじゃないか、というように私は思ひます。だからこの際、実質的に工事が進捗するように、そういう特別立法を作らなくても、実質において伊勢湾と同じように国が大きな負担をするのだ、こういうことであれば先ほど大蔵大臣が言ったように、工事を進捗させるということもできますが、でない、国の補助は非常に少な

阪の財政も私どもは考えまして、その九億円の工事促進を今年度中やるとしますれば、大阪の負担する負担は、その欠債と政府の補助、両方いろいろ考へて、この半分以下の負担で大阪は今年度中の特別の分だけやれるような措置を考えたいという方向で今相談中でございます。

○樫繁夫君 荒木委員からも言われましたように、大阪の災害は、ちょうど御存じのように満潮時から台風 comes したのが二時間あまりずれておりましたために、あの程度の被害で済んだと思ひます。今後、満潮時と台風 comes のと一致することも考へて、高潮対策というものをお考えいただくかなければならぬのであります。ことに、今度は

うな御答弁なので、はなはだ不満足な
んですが、もう一度重ねて大蔵大臣か
らお答えをいただきたいのです。

○國務大臣(水田三喜男君) うしろに
都市住民というものをたくさん控えて
おるといふような都市については、こ
れはもう防災対策としてせういう一連
の高潮対策などはすべきものでござい
ます。したがって、政府では、特に東
京、大阪という大都市を対象にしまし
て、この二つの都市に特別の防潮計画
を立てて、事業計画を立てて、これを
早めようじゃないかということになり
まして、それぞれ国の補助もきめて
し、この五力年間にやる計画もきめて
もう出発しております。ですから、こ
の計画をどんどん進めることが当面必

要でございますので、東京もその計画どおりにやっておりますし、大阪も計画どおりにやっております。ですから、大阪も大阪として今の計画をどんどん進めるのだ、計画をまたあらためて繰り上げたいというのでしたら、これはけっこうでございますので、運輸省、建設省も、じゃどういふ計画でこれを繰り上げるかという検討の中へ、今入っているということでございます。ですから、私も繰り上げをやるといふことはけっこうで、その計画に基づいて大阪、東京そのほかの都市も繰り上げ計画をやるかもしれません、その場合に国がどれだけ見るといふことは、これは各県ともみな財政力というものは違ふものでございまして、これは均衡をとって、東京、大阪は国としてこの程度のめんどうを見てやるから、独自にどんなその工事をやりなさいということになりまして、地方において財政力のない県は、もう少し国が見てやらなければいかぬという問題も出てきましようし、これは均衡をとったやはり全国計画でいくべきものだろうと思ひます。

○樺葉夫君 だいたい理解ある態度を示していただいておりますが、あの高潮対策の防波堤の工事につきましても、国の補助はたしか三割だったですね、ただだいておられますが、たゞいま大阪の府知事なり政府のほうでいろいろ御相談をいただいておりますのは、補助率もそれ以上に考える、また起債のワケについても、従来計画しておったものをずっと年度を繰り上げて工事施行ができるように配慮をする、こういうことが大臣の御答弁でうかがえるのですけれども、その額を今ここで明らかにする時期にない、こういうわけでございますしうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 今のところは大体事業量は、大阪の要望によつて今年度繰り上げ施行する分は九億円というのが要望でございますので、私どもは御要望のとおりの方ができるような措置をとりたい、このことは大

○樺葉夫君 別個の問題といわれますが、私もこの大阪の高潮対策は災害対策の一環として政府にお考えを願いたい。その意思がございませうかというわけでいろいろお尋ねをいたしておる以前に立てられた計画の年度の繰り上げ、実施計画の繰り上げというよりなことで政府がお考えだということではある、これは私もまた別の方法を考へて参らなければならぬのであります、さしあたり本年度は、この九億の要望もあつたから、それを満たすことにした。で、来年のことは、これ

○国務大臣(中村梅吉君) 別段法律に抵触するといふ具体的なことはございせんが、土地の所有権といふものは一体どこまで及ぶのかといふような議論も理論上あり得るかと思ひます。しかしそれと、この地下でつながつて一体をなしてある地下水とは別であるといふ、実は私たちが考え方を持っております。まあしかし、そういう点の一つの論点になるのじゃないかといふことが予想されます。なお、ほかにすでにそういう既成の事実を持つておる、また、それを使用することによつてビル冷房をするといふような、地下水を使用することを前提とした冷房施設をすでにしておる。こういうものを改めさせない、この規制ができません。この既成の事実をどういふふうにして停止をさせ改善をさせ、地下水を使わないうように改造させるかといふようなことにつきましても、法制上いろいろ専門に検討しておる者から見ますと、さばくのむずかしい点があるようでございます。しかしながら、これはさばき切つて、何とか次の通常国会に早く間に合うように立法措置をいたしたいというのが現段階でございます。

○樺葉夫君 通産大臣においでになりますので、ただいまの建設大臣のお考えだと私は満足いたしますけれども、通産省のどなたかおられますか、工業用水関係……。

○委員(長一松定吉君) 今おりませんが、

○樺葉夫君 建設大臣、法律上の問題で、地上権を持つておる者の権利が地下水にまで支配権が及ぶといふような

○国務大臣(中村梅吉君) これについても、もちろん今後研究をして対処していく必要があると思います。ただ、工業用水につきましては、先ほどもお話が出ましたように、かわるべき水の補給方法というものをどうしても考えてやらなければならないので、これをどう解決するかという問題と國連をして、そのにらみ合いにおいて解決の道を講ずる必要があるというように、私どもは考えております。さような魚

○樺葉夫君 用途が別であるからというので、建設省所管の地下水の規制、工業用水のほうはまた別の役所が所管しておるから工業用水法、工業用水事業法という法で規制をしていくというところでなく、大きな災害の原因となっておる地下水に対しては私は政府のお考えがやはり一本になって、地下水というものをどうして保全し、それをするることによって国土を守っていくかということに通ずるのでございますから、建設省としてはその建物の井戸を規制する、通産省のほうは工業用水を規制するというのではなくて、水を資源開発の二法案が出ていますが、地上を流れておる水は一石といえども使う場合でも捨てる場合でも大臣なり知事の認可が要することになっておりますのに、同じように流れておる地下水の保全管理ということについては、一つはの考えがないということとは私ははなはだ遺憾に思っています。ですから工業用水であろりと建物の用水であろりと、これはやはり一本にして規制する措置を考えると同時に、工業用水道というものを考える。また何とかタワー、クーリング・タワーですか、これへの施設の転換を助成するような措置を同時に考えていくというようになってこそ、初めて私は地盤沈下対策として全きを期することができるといふふうに考えますので、建設省だけの考えじゃなくて、政府が水のことに非常に熱心にお考えいただいておりますのですから、地下水についても同様の私は考えを持っていただくことを望むのです。

○國務大臣(中村梅吉君) 現在の制度としては御指摘のございましたように、用途によりまして役所の所管がに、用途によりまして役所の所管が違つておるのでございます。しかし、これは内閣一体、全体の建前に基づきまして、われわれといたしましてはできるだけ横の連絡を十分にとりまして、遺憾のないような運営を現段階ではしていく必要がある、こう思つております。ただ御指摘のように河川の水が公水であるからということで一貫した河川管理をいたしておるといふのと比較をして考えますと、地下水もやはり地下においては相当広域にわたりますして一本の水系をなしておりますので、これも公水であるという建前をとれば、また別の角度から立法上、制度上、理論上の問題点があると思ひます。こういう点は確かに地下水の取り扱い上から見て今後の研究課題であると思ひますので、私ももうそういうふうな点についても今後検討を進めて参りたいと思つております。

○樺繁夫君 本年の春、国連の理事会において地下水は公有物である、公水であるという考えに基づいて、加盟の各国に対してそのような勧告をするといふことが外電で報ぜられたことがございしますが、国連でさえそういう考えを持つておるなといふことで私も意を強うしたのでありますが、その後の国連の動き等について、地下水は公有物である、そういう考えに基づいて立法をお考えになる御意思はございますか。

○國務大臣(中村梅吉君) そういう点を含めまして今後研究をいたしたいと思つております。

まして、われわれといたしましては、できるだけ横の連絡を十分にとりまして、遺憾のないような運営を現段階ではしていく必要がある、こう思っております。

り地下においては相当広域にわたりますして一本の水系をなしておりますので、これも公水であるという建前をとれば、また別の角度から立法上、制度

点についても今後検討を進めて参りたいと思つております。

○樗繁夫君 本年の春、国連の理事会において地下水は公有物である、公水

を待つておるなということで私も意を強うしたのでありますが、その後の国連の動き等について、地下水は公有物である、その考へに基づいて立法を

お考えになる御意思はございますか。
○国務大臣(中村梅吉君)　そういう占
を含めまして今後研究をいたしたいと思
思っております。

○國務大臣(中村梅吉君) その点は他の省とも関係がございますので、明確にいたしかねるわけでございますが、重要な課題として検討を進めて参りたいと考えております。

○樺繁夫君 他の省との関係で来国会に出せるかどうかということは明らかでないが、建設省所管の法律については、地下水の規制について立法の用意をしておる、また提案する、こういうわけなのでございますか。それなら私は、政府がこの地上の河川水を公水として扱っておられるように、地下水を所が違ふからということではなくて、ひとつ十分お話し合いをいただいて、通常国会にぜひ提案されるように望みますが、重ねてひとつ大臣の御答弁を求めます。

○國務大臣(中村梅吉君) さて、その点は来通常国会に間に合いかどうかかわかりませんが、私どもとしては、御指摘のように地下水の性質から見て公有物として、その前提に立つて今後いろいろな施策を進める必要があることを感じておりますので、そういうものとして目下のところはできるだけ研究検討を熱心に進めていくということで御了察をいただきたいと思ひます。

○樺繁夫君 いずれ——次の審議の日程がきまつておるようでありますから次回に譲りますが、淀川、大和川の堤防が非常に今度のあれで荒れておることについては、御視察をいただいてよく御存じのはずであります。ただいま取りあへずの復旧を急いでおるようでありますが、淀川の堤防だけは心配する

○樗繁夫君　他の省との関係で来国会に出せるかどうかということは明らかでないが、建設省所管の法律については、地下水の規制について立法の用意

同様に私はお考えになって、そして役所が違ふからということではなくて、ひとつ十分話し合いをいただいて、通常国会にぜひ提案されるように望みます。

かりませんが、私どもとしては、御指摘のように地下水の性質から見て公有物として、その前提に立って今後いろいろな施策を進める必要があることを

○椿繁夫君 いずれ——次の審議の日程がきまつておるようでありますから次回に譲りますが、淀川、大和川の堤防が非常に今度のあつで流れておることは

存じのはずでありましたが、ただいま取りあえずの復旧を急いでおるよりであります。淀川の堤防だけは心配する

けますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 今、目下のところ応急復旧を急いでやっておりますが、これは堤防の侵食をされました分につきましては単なる復旧でなく、十分政良復旧を行ないまして、心配のないようにいたしましたと思っております。

○樺繁夫君 予算はどのくらいで、予想される淀川の水位に対してどのくらいの年で安心せいということが言えますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 専門的な部分にわたりますので、むしろ政府委員からお答えをさせるようにいたしましたと思います。

○政府委員(山内一郎君) 大阪地区の高潮対策事業につきましては、大阪市内につきましては、先ほどいろいろここでお話がございましたように、緊急計画を作りまして促進をして参りました。しかし、それと同じ区域に関係のあります淀川と大和川の堤防、これもあわせて緊急計画を作つてやらせませんかと、ほんとうの効果が出てこない。

従つて大阪地区高潮対策として直轄の淀川、大和川、それから大阪市内の防潮堤の工事を、これを全部あわせて現在緊急計画というものを進めつつある段階でございます。従つて、金額は内だはつきりいたしません、大阪市内同様、直轄の分もあわせて仕事をやつて参りたい、こういうふうに考えております。

○樺繁夫君 いや、それはわかつておる、今局長からお答えをいただいたようなことは、高潮対策、防潮堤のかさ

○樗桑夫君 予算はどのくらいで、予
ないようにいたしたいと思つておりま
す。

分にわたりますので、むしろ政府委員からお答えをさせるようにいたしたいと思ひます。

○政府委員(山内一郎君) 大阪地区の

い。しかし、それと同じ区域に関係の
あります淀川と大和川の堤防、これも
あわせて緊急計画を作つてやりません
と、ほんとうの効果が出てこない。

段階でございます。従つて、金額はまだまだつきりいたしません、大阪市内同様に直轄の分もあわせて仕事をやって参りたい、このうちふつと考へてお

○椿繁夫君 いや、それはわかつてお
る、今局長からお答えをいただいたよ
うなことは。高潮対策、防潮堤のかさ

上げと同様にやらなければならぬといふことはわかっておられるのですが、一体大和川と淀川の予想される水位で、堺とか大阪という両岸一帯は今度相当荒されておりますが、応急復旧だけじゃなくて改良工事をやると大臣は言われまして、それを期待するわけですが、一体来年度の予算にはどのくらい要求するつもりで、何年たてば予想される水位に対して改良復旧ができるかと、安心せよといふふうになりますかといふことを伺いたいのであります。

○政府委員(山内一朗君) 数字につきましてはまだ計画立案中でございまして、はつきりしたことは申し上げられませんが、現在検討いたしまして段階では淀川、大和川につきまして約三十五億の計画を実施すれば安心できる、こういうふうな考えております。これは約でございますので、まだ変更はあると思いますが、それを何年でやるかという問題につきましては、先ほどの大阪市内の緊急計画というものをやる年次と合わせまして仕事を並行的に進めて参りたい、こういうふうな考えております。

○樺葉夫君 私には本日この程度で終わりますが、重ねて建設大臣に要望をいたしますが、地下水の規制の立法について建設省としては非常に熱心に準備をしておるようですけれども、私は、工業用水法があるから今度は建物のほうの関係だけを考えればいいというお考えではなくて、その地下水は公水である、公有物という考え方の上に立って早急にひとつ制度が立法化されることを強く望んでおきます。

○委員長(一松定吉君) 次に松永委員。

○松永忠二君 質問を始める前に、農林大臣に出席を求めています。出てくるまで建設大臣に質問をしておきますから。

○委員長(一松定吉君) 今農林大臣に通告しましたから。

○松永忠二君 建設大臣にお尋ねをいたしますが、きよりの新聞を見ても、政府は治水十カ年計画の繰り直しをやる、今質問に出てくる高潮対策については緊急三カ年計画でひとつ充実をしていこう、こういうことが出てくるわけでありまして、治水十カ年計画を繰り直していくという段階において、特に私は治水十カ年計画は非常に総額においても不足しておるのではないかと、そういうふうなことを考えておるわけですが、これについては私がここで申し上げるまでもないわけでありまして、台風等災害対策に関する総合監察結果報告書が行政管理局の行政監察局から出てくるわけでありまして、これはまあ治山と治水に關係をして出てるわけでありまして、この文章の中には、「これらの未改修河川その他危険箇所と、これに対応する財政上の限界を考察する場合、水の危険を完全に排除することは、不可能に属する。」、こういうふうな書かれてある。あるいは「上記計画によつても、なお文字通り、百年河清を待つての感がある。」、こういうふうな明瞭に指摘をしておるわけですから、そういうふうな意味からいって、これは治山十カ年計画もそうでありまして、治山十カ年計画も昭和二十八年の治山治水の基本対策要綱で定められていた総額といふふうなものであるわけ、それをまあ今の額に換算をしてみれば、今ある治水十カ年計画といふものは

非常に低いといふことは具体的にわかるわけですね。しかも昭和二十八年に治山治水計画の要綱にあったものすらも、実は昭和三十三年の治水十カ年計画にはそれを満足に満たしてなかった。その後経済の成長といふものも、こういふふうになつていって、物価等の比率から考えても相当大幅な総額にのける増額といふものが必要だといふふうに私たちが考えるわけですね。一体政府のほうでは、建設大臣としては、治水十カ年計画を繰り直す場合に、どのくらいな総額を持った十カ年計画に繰り直していくかといふような考えを持たれているのか、その点をまずお聞きしたいわけですね。

○国務大臣(中村梅吉君) まだどのくらいな総額に改訂をすべきかといふことは、はつきりしておらないわけですが、いざいかにいたしまして、三十五年に作りました総額九千二百億円の治水十カ年計画では、現在の防犯的な見地で考えますと、十分でないといふことを痛感いたしております。そこで、実はそれならば改訂を早くした方がいいじゃないかといふことも考えられるわけですが、いざいかにいふと、今改訂を論じておられるよりは、まだ十カ年計画のワケ内の経費が相当ございまして、とりあえず三十七年度としましては、極力繰り上げ使用をいたしまして、その上で今御指摘のありましたような根本的な基礎調査をいたしまして、十分な改訂策を作り出したい。目下さうに考えておりました、すでに昭和三十三年の予算概算要求もすでに前に時期が参りました、その予算することになりましたので、この予算

概算要求をする前にも省議を開きまして、省内の意見もとまりまとめた結果、今申し上げたような方向で、来年度は一つ治山治水事業につきましては、防災の建前から極力先行投資と申しますか、繰り上げ使用をしていくことにいたしたい、こういう方針をきめていようなわけでございます。長期計画を改訂することになりますと、建設省だけの考え方には参りませんし、財政当局を初め各関係方面に連絡をとりまして、時日を要さなければなりませんので、基礎的な検討をするだけでも相当期間を要しますので、目下のところさういふことは考えておるような次第でございます。

○松永忠二君 新聞の記事等を見ると、ほとんど治水十カ年計画の中に含まれておる高潮対策だけをはずして、そして治水十カ年計画の繰り直しといふようなことが出されておるわけですね。で、今総額はどのくらいになるだろうかといふようなことではなしに、そういうことではなくて、やはり高潮対策を別個にはずすと一緒に、治水計画そのものの総額を増額をしていくという、そういうふうな考え方であるのか、なおそれについては少なくとも昭和二十八年当時の治水計画を上回ることだといふふうには考えておられるのか。そうして、一体治水十カ年計画はいつごろをめぐりにして作られるのか。そう長くおやりになっておるわけでもないけれども、また将来昭和三十三年をめぐりにするものを今から言つて、それを言いつけにやつていくということは、まことにおかしい話だと思つておる。昭和三十三年から作るものにつ

いていふことを言つて、まあ一つの言いわけにしていこうといふこともおかしいことなので、大体総額としては昭和二十八年を上回るとか、あるいは別個にこういうふうな問題についてはもう少し充実をしていくような考え方を待つて検討をしていくのだ、こういうふうな意見があつてしかるべきだと思つておられます。今年度の問題についてはまた後刻御質問したいと思つておられますから、その基本的なことについて、どういふ点が一体不備だから、こういうふうにとにかく基本的には直したいといふふうな考えられているのか、その辺の構想を明確に話していただきたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) 高潮対策事業は今長期計画として定められております。治山治水十カ年計画のワケの外として、緊急対策を早く立てまして、防犯堤事業の重要性にかんがみまして進めて参りたいといふことが一点。

それからその他の治山治水事業につきましては、もちろん来年度の予算増額の限度といふものは国全体の財政規模の上からでございますけれども、われわれとしては、砂防、河川等の事業が災害防止のための基本でございますので、そういう防犯的な役割を果たして参りますためには、従来の年度割りの予定よりもよほど繰り上げて事業を進めて参りたい。

二十八年度の比較はどうか、上回るのかどうかというお話でございますが、もちろん上回ることになると思つておられます。

○松永忠二君 昭和二十八年の治水事業費が一兆二千四百八十四億で、昭和三十三年にそれを換算すると一兆四千

四十二億と、こう計算をされておる。事実上昭和三十五年に治水事業としてきめられておるワクというのは九千二百億なんですから、今あなたのおっしゃったようなことが、具体的に今換算をされた価額で昭和二十八年を上回るというふうなことになるば、私は固期的な治水計画だと思ふわけなんでありまう。そういうふうなことで一つこれを早急に樹立をする努力をされることを要望するわけです。その中で特に検討を要することについては、後ほどお伺いをするわけでありまうが、明年のことについては、今きまつておる治水十カ年計画の実施を大幅に繰り上げをして実施していきたいと、こういうふうにお考えのようでありまう。今までの十カ年計画の実施の進捗率は約一三％といわれているわけですが、大蔵省はあとの進捗率は九・八％でいいのではないかと、こういふことを言つて、この点については、必ずしも意見が一致をしていないように私たちは聞いておるわけですが、建設省としては、一体この大幅な繰り上げというのを考えておられるというお話ですけれども、具体的に治水十カ年計画の何パーセントの実施率になるように引き上げを考へておられるのか。ただ大幅々々といふおっしゃつても、これははつきりいたさないわけでは、したがつて、今までの十カ年計画で実施していた一三％の比率と同様あるいはそれ以上の具体的なものを考へておられるという、そういうことを大臣から直接お聞きしたいわけですが、

○政府委員(山内一朗君) 治水十カ年計画は御承知のように三十五年度からスタートいたしまして、三十六年度が終わりまうと、大体三四％の進捗率に相なるわけでございます。現在の五カ年計画のワクを今後どういふスピードでやつて参れば五カ年のワクが達成されるかといひますと、ただいまお話がございましたように約一割、毎年一割増でいけば五カ年のワクは達成できる。したがつて治水五カ年計画は完遂できる、こういうふうなことでございまして、一割くらいは増では昨今のような非常な大災害に対処することはできないといふことで先ほど大臣が言われましたように、来年度の事業は、十カ年計画のワク内におきましてできるだけ後年度の分も前年度に繰り上げてやりたい、こういうふうな意向でただいま予算の折衝をしていく段階でございます。

○松永忠二君 そのお話はわかるわけですが、大体どういふふうなもので繰り上げをしていくのか、具体的なことをあるし、この点をやはり明確にしてもらいたいいわけですが、

○政府委員(山内一朗君) 繰り上げは大蔵省と折衝しておりますが、その額は達成できておると思ひますが、その後普通順調な伸びで参りますと、十年の分のワクといふものは、八年くらいでやつてしまふ、こういうことになるので、そういうことで来年度の分を要求していただくわけでございます。大体事業としては、約一千億の治水費の予算を獲得したい、こういうことで現在大蔵省と折衝いたしております。

○松永忠二君 大臣にお尋ねいたしました、特にその治水十カ年計画の繰り直し、あるいは明年度繰り上げの実施という場合において、重点的にその努力をしてもらわなければできない問題について私たちは砂防費の問題があるといふふうに考へておるわけですが、これは昭和二十八年の基本対策要綱で定められた砂防の金額といふものが、昭和三十五年の治水事業計画、今問題になつておる治水事業計画のときにはなはだ低くきめられておるわけですが、追加事業といふものがほかのものに多く認められて、砂防に多く認められなかつた。そういう関係で、昭和二十八年に三千八百三十八億であつたものが、三十五年度が千七百七十億に引き下がつておるという状態にあるわけですが、今度の砂防の非常な充実をしていかなかつたといふようなことから出てくる天龍川の流域水系における被害といふものは、ここに資料として出していただいたけれども、非常な被害を見せられているわけですが、したがつて、この砂防については、特に十カ年計画を実施をする場合、繰り上げの場合に、重点的にこれを考へていくべきだと思ふ。ただ重点的に考へていくといふ御答弁でなしに、その点について、具体的なやうな一体砂防について現在の十カ年計画の中における砂防費をどういふふうに考へておられるか、また、特に来年度の繰り上げにあつた場合は、砂防費について具体的にどういふふうに一統しようとしておられるのか、大臣からひとつその点を明確に御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) 明年度としましては、御指摘のやうに、砂防及び中小河川の整備に重点を置いて、できるだけ繰り上げ使用をして事業の推進をはかりたいと思つております。もちろん直轄河川等の大河川がまだ完全に整備されたとは申しかねるのでございまして、大体主要の地点については相当に整備されてきておりますので、近來災害の現状を見ましても、大河川の災害が少なく、むしろ中小河川あるいは砂防関係の災害のほうが激甚をきまつておるというのが現状でございまして、重点としておる、砂防及び中小河川の整備に力を注いで参りたいと思ふわけでございます。

昭和三十六年度の予算編成の際にも、私も砂防の重要性を考へまして、極力努力をいたしましたわけですが、他の治水事業費に比較しますと、砂防関係の伸び率は一番伸びておると思ふのであります。が、しかし、基本が今御指摘のやうに、低いところからスタートして、いふまでもないレベルからスタートすべきではなかつたか、この点は確かに私も同様の感じを持っております。来年度におきましては、そういう角度で予算編成に臨んで参りたいと思ひます。ただ比率及び金額等につきましては、必要に応じて事務局からお答えさせていただきます。

○松永忠二君 委員長、農林大臣の出席をひとつ要求して下さい。

○委員長(一松定吉君) ただいま要求しております。

○松永忠二君 関係をしてこのときに聞いでおかなければ、

再度お尋ねをいたしますが、基本が低かつたといふようなことをおっしゃつたわけですが、したがつて、三十五年の治水事業計画の中における砂防の基本の金額といふものは少なかつたといふことを大臣自身も認めになつておられると思ふのだが、その点はいかがですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 最近の災害の現状等から考へまして、私も全くそのやうに考へております。もつと砂防事業には力を入れるべきである。また地域的にも、天龍川水系のやうにいわゆる中央構造線に該当するやうなところは、非常にさういふ災害が激甚をきわめる地域でございまして、そのお事業実施の面におきましては、さういふやうな地勢の関係等も考慮いたしまして、最善を期して参りたいと思つておるやうなわけでございます。

○松永忠二君 砂防のことについては、少し農林省の関係のことを実は関連をして——といふよりもむしろこの問題について建設省と農林省の考へ方を一にすることがあるのではないかと、いふやうなことを考へておるわけなんです。そういう点で出席を要求しております。それから、審議に協力をするという意味で、ほかのほうへいつて、来ましてたらひとつまた返りたいと思ふのであります。

○委員長(一松定吉君) 松永委員に申し上げますが、農林大臣、厚生大臣は間もなく見えますから、ほかのほうへひとつ進んで下さい。

○松永忠二君 建設大臣にお尋ねをいたしますが、今度の天龍川の河系のダムと洪水の関係といふことについてはいろいろ言われているわけでありまして、美和ダムの操作の誤まりを指摘するものもあるし、あるいは美和ダム

については河床が上昇したというより、なことが被害を大きくさせた原因であるし、特にそうだったことについて、は、砂防の不十分を指摘をするということもあるわけです。あるいは佐久間ダムと秋葉ダムについても、この操作について相当な大きな問題があった、これに関連した被害も出てきているわけなんです。で、ダムによって河床が上昇する、あるいは河床が変化をする、あるいはダム操作の問題というよりなこと、河川の工作物の河川に対する影響というようにことについて、やはり統一した一つの見解を持っていることが必要だと思ふ。私もいろいろなものを見て、これについてあまり具体的に今まで被害を統計的に調査をしたものもなければ、あるいは建設省が持つておる建築研究所とかあるいは土木研究所、あるいは地理調査所がこれを研究していたという事実も私たちは寡聞にして承知していないわけであり

本的に大臣は考えておられるのか、その点をはっきりさしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 実はダムの操作につきましても、いろいろ世間にも意見がございまして、私も先般の災害現場の視察その他を通じて、すみやかにダムの操作規定について研究をする必要があるということをも痛感いたしましたので、目下建設省、通産省、経済企画庁等の関係機関、特にそのほうの専門的知識を持つた者に一つの委員会を構成してもらつて、ダムの操作規定の再検討を開始をしておるようなわけでございまして、なお、そのほかに考えられますことは、昔の古い発電専用ダムは三十年く

らゐる経過しておるものでありますが、そのころの発電の必要性から起きた発電専用ダムというよりなものが、今日

は時勢が非常に変わつてきました、そういうような利水専用というよりは、むしろ多目的な洪水調節、その他工業用水の関係やら農業用水の関係やら、あるいは発電の関係やら非常に多くの目的を持つたダムを建設するという方向に時勢が変わつてきておるわけでございます。したがって、ダムの問題について、私は総合的な研究をする必要があるのではないだろうか。これはひとり建設省だけで研究をしましても、他の省に、利水三省とよくいいます、利水三省には重要な利害関係のある問題でありますから、もっと高いレベルの調査会が審議会のよりなものを設けて、そこに専門委員等を作りまして、根本的に調査研究をして、現在の時勢に適するよりな態勢を整えたらどうかというところを、実は内々考えておる

ようなわけでございまして。さうな角度に立ちましても、官房長官等ともどういふ仕組みでやつたらいいかというところを内閣でしておるといふのが現状の段階でございまして。何とか私としては、話が建設省だけでございまして、ほかのほうとの関連が解決できませんから、他の関係省の方々にも御参加を願つたような、このレベルの高い何かの機関をほしいということをおき、今日考えておるわけでございます。熟するのを待つて実現の運びにいたしたいものであると思つておるような次第でござい

○松永忠二君 二つに分けて考えられておられるようでありますが、ダム操作の問題について特に緊急に、いわゆる関係者で慎重な結論を出したい、同時にその水、特に河川の水の利用というよりな問題をからめて、もう少し高い審議会のものを持ちたい、こういうお話だと思つておるわけですが、けつこうなことであるけれども、具体的に一体ダム操作の問題についてはいつごろまでに結論を出されるおつもりなのか、あるいは審議会については、その構想を一体通常国会までにまとめられるのか、ただあなたが非常に御熱心にお考えになつて、事実私は、具体的に建設大臣がいろいろ法律について立法されておることについては私どもも承知をしておる。むしろ非常によく言われることは実際に御実行になると私どもは考えているわけなんです。今度のいろいろな法律についても、私はやはりそういう感じを実は受けているわけなんです。したがって、今あなたのおっしゃつたことについては、お考えのとおり私どもも賛成だ。ただ問題は、言つ

ておるだけではどうにもならないので、その二つに分けた、とにかく一応関係する省でいわゆる技術的なものを集めてのダム操作の問題の結論、それと別個に離した高い段階における審議会というよりなものの一つ、一体通常国会なら通常国会という一つ、めどももって検討されて実現をしていくという決意を持つておるのかどうか、その点を最後にお聞きしたいわけなんです。

○国務大臣(中村梅吉君) 実はダムの操作規定の再検討につきましては、さうなことを考えまして、関係当局に命じまして進めておるわけでございますが、御承知のとおり、国会が開かれておきまして、各省とも関係官が予定がございまして、今聞きますと、国会が終りましたら至急にまた会合をして検討を進めて参りたいということでございます。あいにこの国会の都合もございまして、目下のところ休まずを得ないというのが現状のようございまして。しかしながら、臨時国会が終りましたら至急に関係当局の専門的知識を持つた関係官を督促いたしまして、できるだけすみやかに結論を得るようになつていきたいと思います。

なお基本的な、先ほど申し上げた調査会、別の審議会が何かの形のものにつくしましては、政府部内で相談をいたしまして、できるだけ私といたしましてはすみやかに成案を得るようになつたと思つておりますので、これらいつまでと期限を今申し上げかねるの

○松永忠二君 なお、このダムが設置されたことによつて上流の河床がどういふふうに変化するかとどういふふうなことにについては、ある程度ダムそのものも調査をされている。ただそれを外部へ発表しないわけなんです。河床の上昇が明確になつていけば、どのくらい雨量があれれば、今までの被害があつた所よりもいふゆる計画洪水水位というのがどこになるのかというところはつきりしてくるし、あるいは買収線についても、あらためて買収をし直さなければならぬということもあるはずなんです。ダムの河床が上昇するということは明らかに

なつておりながら、河床が上昇したために前の買収線と変化しても買収はしていない。あるいはまたそれを明確に発表しないで、それによる被害の予想というものを計画することができないという現状だと思ふ。こういうことについては、やはり特に発電関係の会社に責任もあるし、あるいは多目的ダムについては、国がやはり責任を負うという点もあるわけなんです。それからまたダムの放水による農地というよりなもののについても、これはたとえば一万ト

ン放水にたえるというところを明確に言つておいて、その後準用河川なり直轄河川で国が承知の上で工事をさせておいて、それが六千トン放水してもぶつ倒れてしまふという、こういうよりな無責任な護岸工事の責任というよりなものもある。こういうことについては、単にダム操作の問題を検討するといふよりなまぬるい問題では私はないと思ふ。電源開発株式会社には、政府はまたその護岸工事について責任をもつて監督をする。と同時に、また

を離さず努力をしていきたいと思つております。

○松永忠二君 政府はまたその護岸工事について責任をもつて監督をする。と同時に、また

を離さず努力をしていきたいと思つております。

を離さず努力をしていきたいと思つております。

を離さず努力をしていきたいと思つております。

うなことになるてきてはなほだしと
その治山計画というのは計画のワクが
低過ぎる。経済も成長し、いろいろな
ことを考へてみて、やはりこの治水十
力年計画を練り直すならば、治山十力
年計画も当然練り直すべきであると私
たちは考へているわけであります。農
林大臣は一体こういう点についてどん
いうふうな考へ方を持たれておられる
のか、その点まずお聞きしたいわけ
あります。

○国務大臣(河野一郎君) 私も従来山

に對する行政が、農林省として多少お
くれていると申しますか、金のかけ方
が少ない、もう少し山全体に對して、
植林の面におきましても、林道の面
におきましても、ただいまの砂防の面
におきましても、国土保全という意味
からもう少し徹底的に金をはかる必要
があるということを経験いたしてお
ります。御指摘のとおり、今の十カ
年計画につきましても、物価の点も
ちろんございまして、計画そのもの
につきましても、もう一度と思ひ
切つてやつていきたいと考えてお
ります。

す。

○松永忠二君　で、今建設省の方では、十カ年計画を昭和三十八年からの十カ年計画に繰り直しをする。しかもそれを待つてはいられないから、そこで今ある治水十カ年計画の繰り上げ事業というところでやっていきたいということ。で、具体的に大体十カ年を八年にしていくな割合でひとつ繰り上げをしていくような割合でひとつ繰り上げを実現していきたいという、まことに明確なものができているわけであります。ところが治山十カ年計画については、私たちはまだそのことを聞いていないわけであります。特に私が申し上げた荒廃林地などは、五カ年で三割と

かできないわけでありませう。つまり今ある荒廃地、これからできる荒廃地を対象にしてその七割しか十カ年でできない。しかもその五カ年では三割しかできないというこんな計画を今やっているわけですから。その計画の繰り上げもまだ具体的に明確になっていないし、治山十カ年計画のいわゆる繰り直しも何年かやるというのを考えておられなくては、あまりにたゞ言っただけであつて、実際に私は信用はできない。あなたの所管されているこの治山十カ年計画は何年か繰り直しをしようとしてやるのか、繰り上げについては具体的にどういうふうなことを考えておられるのか、そこをひとつはつきり大臣からお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(河野一郎君) 実際問題として、建設省の計画と歩調を合せて実施はいたしておるやうでございます。ただ私達が就任いたしましたから日も浅うございませうし、明年度予算編成等につきましても、今お答えしましたやうな意味では林政をやつていきた、こう考へておるわけでございますが、具体的には昭和三十三年から十カ年計画をどうするといふところまではまだ詰めておりません。と申しますのは、御承知のとおり山のことは建設省で所管しておりますものと違ひまして、國で一切見ていくといふやうなふうになさなければ事業を進められないじゃないか、そういう関係からいたしまして、従来とかく山を植林する、切る、そしてその利益がどうなるというやうな利用の面から山を考へておる觀念が強くございまして、それを今御指摘のありましたように、国土保全を基盤にした農林省における林政ということに

繰り直すことを私は実は前々から主張いたしておるのでございませうけれども、なかなかそうまでいっておりませう。今度農林大臣になりましたから、ぜひその点は実現いたしたいと思ひます。せっかく事務当局に命じてその方向で研究しておるといふのが現在の段階でございませう。すみやかに御期待に沿うようにいたしたいと思ひております。

○松永忠三君 実は農林省は、私はやはりそういう点が少し怠慢だと思つてゐます。今建設省は治水十カ年計画について、特に砂防とかそういう面について、も事実上検討することが必要だといふことを考へて、そうしてもうすでにこの前も、毎年の、連年の災害で、しかもこのごろ言われてゐることは、もうこれは治水とか砂防といふことよりもつとさかのぼつて治山の方から持つてこなければだめじゃないかといふことも言われてゐるわけですから、それをいまだに大臣が明確にこの繰り直しの案を持つておられない、繰り上げについて、一体何割の繰り上げをするかといふことを明確に言われないといふ状態に置くといふことは私はおかしいと思ひます。そういう点について大臣が前々からもそういうふうに考へていたし、自分もせっかくそういう点について明確にしたいといふとお話でありますから、私はやはりその御答弁を信頼するといふほかにはないと思ひます。で、その点についてはひとつ、今お話によりますると、大治水と同じように、治水が三十八年といふのならば大治水と同じことには当然考へるべきであるし、繰り上げも措置をしていくことを明確にして、早い時期

にそういう点を大臣の責任でひとつ明確にして、やはり一般の国民にもこれを明らかにしてもらいたと思つてゐます。こういう点についてはどうですか。

○国務大臣(河野一郎君) 御指摘のとおり私全く同意でございますから、その方向ですみやかに善処するようにいたしたいと思ひます。

○松永忠三君 そこで今の問題であります。実はこの点は大臣が、建設大臣、農林大臣御承知だと思つてゐるわけですが、特に砂防といふ問題について、荒廃山地の復旧、防止といふやうな面について、建設省と農林省との間の仕事の分担といふものが非常に不明確である。特に農林省で行なつてゐる荒廃山地復旧、防止といふものが、いわゆる山腹工事といふものを非常に軽視をして、そして堰堤工事といふものが非常に割合において多くなつてきておるといふことも指摘されてゐるわけですから、いふ所これは砂防といふ見地から山腹工事を含め、それから堰堤工事を含めて昔のよりに建設省に一本化しておく方が、いわゆる一つの水系における治水計画ができるのではないかと。つまり上流の方の山腹工事から堰堤から河川の護岸といふことで、同じ事業が不明確であつても、建設省の中であれば、これは河川局と新たに考へられる砂防局との間で折衝すれば、その事業が明確になつてくる。そういうことが従来日本では古く行なわれていたものが途中から二つに分かれたために、その点非常に連絡も不十分であるし、農林省自身の工事も非常にそういう点について妥協を欠くのではないかと。いふことを実は言われておるわけなんです。

す。私はここにそういう点についての少し数字も持つておるわけでありませうが、たとえば荒廃山地の復旧について、ことしでありませうが、ことし山腹工事に使つたのは五二%でありませう。堰堤工事に使つたのが四八%でありませう。それから昭和三十三年に山腹工事に使つたのが四八%、それに対して堰堤工事に使つたのが五二%でありませう。もつと、一体農林省といふものは山腹工事そのものに力を入れていくべきものであつて、堰堤工事のやうなものについてはこれを建設省にまかせていくといふやうな形、せっかくきまつてゐる予算が山腹の荒廃に重点を置かれてゐないで、堰堤を作ることに予算の半分以上を使つていくといふこのやり方でも検討を要するといふやうに一般の人からも言われてゐるし、私たちが現実の災害を受けたところを見ると、すばらしい堰堤をこしらへておるにもかかわらず、そのすぐりしろのところの山腹がくずれ落ちてしまつておるものも少なくない。むしろこの堰堤に入れるよりも山腹の工事をやるべきであるのに、それをやらないで堰堤ばかりをやつておつたといふ場所も実は相当出てきておるわけでありませう。

そこで、私は建設大臣、農林大臣にお聞きしたいのは、むしろそういうことをするよりも治水、治山といふ面からいって、一つの河川についての上流から下流までの工事については、これを建設省にまかせるのがいいのではないかと、そういう考へを持っておる。農林省はもつぱらこれを山腹工事だけをやるという形にしていくか、あるいは山腹工事も含めて建設省にまかせて、そして農林省としてはいわゆる保安林

とか水源の涵養林といふやうなものについて重点的な施策をするといふことがよいのではないかと。こういう問題に於けるわけなんです。こういう問題について、一体河野大臣は考へておられるのか。特に河野大臣には荒廃山地復旧といふ復旧工事について問題点があるといふことを御承知なのかどうか、特に堰堤工事と山腹工事の割合といふものについて問題があるといふことについてあなたはお聞きになつておられるのか、検討しようといふことについてどういふお考へを持っておられるのか、これを大臣からは特にその点もあわせてお聞きしたいわけなんです。

○国務大臣(河野一郎君) 行政をどこで線を引くかといふことは、だんだん時代の変化とともに変わつてきてしまふべきものであつて、それを一ぺんやつたものはいつまでもそこに置くべきものではないと思ひます。さういふことは私は考へておるにございませう。ただいま御指摘の砂防工事にいたしましても、農林省でやらなければならぬとも私は考へておりませう。ただこの点につきましても、一度は全部建設省にまかしたらどうかといふことを私は事務当局に示唆をいたしたことがあります。ありますが、これは御無礼になるかも知れませんが、私ども知るところでは、かつて参議院に席を持つていらつした砂防の大家、これはやはり山林砂防から出た方だと私は記憶します。この山林砂防は決して建設省から発足したわけじゃない。山林砂防といふものは、やはり山林から出て、植林の必要上そこに砂防の必要を認め、それがどこまで伸びていくかといふことから考へておる。建設

省のほうは、下から上がつてきて、山のほうは上からおりてきた、そのおりてくるときに、山のほうの必要性、植林の必要性から砂防というものが起こってきたのが私は経過だと思ひます。そういう基本的なものはどこまでいっても解消いたしません。農林省が植林しようと思つても、建設省がそこに砂防を入れてくれるか、くれぬかという事になりますと、やはり建設省は下のほうを固めております。その河川を上つてきて、そこに砂防を入れるという事になりますので、連絡は緊密にいたしておりますけれども、その点でどうも植林に支障を来たすという問題があるようでございます。こういう事務当局の主張は、一がいにこれを阻害するわけに参りませんので私も、もう一ぺん調整をしてみたらどうか、何れもいつも山林と砂防と両方が一緒になつて、建設、農林両省が一緒になつてやる必要はない、そこらに調整の必要がある、調整ができぬことではないだらう、という考えは私も同感でございます。同感でございますが、何分そういう問題がありますので、この問題は、両省の事務の連絡の不調整からお互いになら張り張つておるというところが現実だと思ひます。したがつて、これにつきましましては、なおよく——私はもう一向差しつかえないと思つてゐるのでございますけれども、何分今申し上げましたように、仕事の上において植林に支障を来たす。それがやはり山を固めてもらわなければ植林がはかばかでない。その際に、建設省のほうでそのところを——農林省で植林の必要のある所を建設省が砂防をしてくれるか、河原の固めもしてくれ

るかというところ、なかなかそれが、やはり建設省なら建設省のほうの仕事の都合もあつて、農林省との間にそこにとりも行き渡らぬ点ができてくるということ、詰めて参りますと、両事務当局の詰りがきかないところになつてくるわけでありまして。しかし事實は、それは申しましても、その程度のことを詰まらぬことではないだらうということになるので、なおよく一そう研究いたしまして……

○松永忠二君 工事の内容について、山腹工事に入れないという点。
○国務大臣(河野一郎君) 山腹のほうは、一方のほうは最近金がかかり過ぎる。それでそのほうの予算をたくさん食うというのが事實でございます。
○国務大臣(中村梅吉君) かねてから、そういう両省間の仕事の問題の分野等について議論があつたところでございまして、以前、両省間に協定ができまして、それが閣議決定をされて基礎ができて以来は、私もそういう世論がございましてから気にいたしまして、たびたび当局の關係者に、一体農林省とは円満にいつてゐるかというところを聞いておりましたが、近來は大体円満に協調をして、それぞれの仕事をやつておるというふうでございまして。しかし、御指摘のような問題点がまだ絶無ではないと思ひますから、一そう両省間で調整をとりまして遺憾のないように進めて参りたいと思つております。要は、結局両省とも金が十分になつてゐるということではないか。元手が十分にあるれば、もつと行き届いてお互いができるものだと思うのでありますが、国の経済、財政の關係もございまして、それらを勘案いたしまして、われわれとしましては、砂防の重要性は、

近來の災害の現実から見ましても重要性を十分に考へておりますので、予算措置等につきましても、先ほど申し上げましたように、力を注いでやつて参りたいと思つております。

○松永忠二君 私は、建設省のほうからもうと強硬な意見があつてしかるべきだと思ひますので、今農林大臣の言ひことは逆であります。内務省がやつていたのでありますから、建設省が所管をしてゐるものを、途中からい

わゆる農林省のほうへ一部譲つたわけですから。その後、今建設大臣の言われたようなことが、いわゆる申し合せであるいはいろいろな形でまづつてゐるけれども、それがまたうまくいっていないから、これはもう行政管理局あたりで出している報告に、それがうまくいっていないといふことを指摘してゐるわけですね。だから、実は災害基本法あたりで基本的な計画を立てるには、一つの水系を考へて、水系の上から下までを所管するなり、統一的なことをやらぬ限りは、眞の治水はできない。

それからまた、農林大臣の考へ方の間違つてゐるのは、山腹の工事をしてそこへ植える木といふのは、いわゆる普通の伐採をするような木を植えるわけではないのであつて、山腹工事をして、それがくずれぬための植林をするといふことは、十分建設省でやつていける仕事の事柄だと私は思ひます。この点については、河野大臣は、いや検討して、何もそれを譲ることについてはどう言つてゐるのじやないといふ、そういうふうな気持は私は

今後大臣にひとつ特に考へていただきたいことは、今堰堤が費用がかかるからその堰堤の割合が多いのか、それとも山腹工事を怠つてゐるために、堰堤のほうへ費用がたかさん回つていくのかという問題を考へてもらいたい。それからまた堰堤工事の予算のつけ方等についても問題があるといふことを御承知と思ひます。建設省の堰堤工事は設計からきつとしたものとして設計して工事費をとつてゐるのに、農林省の堰堤といふのはコンクリートでどうこうといふ総量でとつてゐるわけですね。そういうやり方も非常にずさんであるといふ、ある意味ではそういうつけ方をしている大蔵省にも問題があるけれども、そういう点にもひとつ問題がある。むしろここで一本化といふことを考へて、建設省あたりは、護岸、そしてまたそこにあるダム工事、上流の砂防、そしてまた山腹の荒廃工事といふものは、一貫して関連した方針の中で費用をつけていくという形をとつていけば、何とかこの問題も解決するのではないかと。やはりこういう問題について、直ちにこの所管を移すといふことはできないとしても、特にこの問題について建設省も農林省も問題あることに留意されるところに、農林大臣には特にひとつ荒廃山地の復旧についての施行工事の問題については妥協なかつたかといふことを検討していただきたい。そして災害基本法等でもできる機会に、こういう基本計画についてはやはり再度検討してほしいといふことを要望しておくわけでありまして。

こまかい点はまたあとでお聞きいたしますが、厚生大臣にお尋ねいたします。

今後大臣にひとつ特に考へていただきたいことは、今堰堤が費用がかかるからその堰堤の割合が多いのか、それとも山腹工事を怠つてゐるために、堰堤のほうへ費用がたかさん回つていくのかという問題を考へてもらいたい。それからまた堰堤工事の予算のつけ方等についても問題があるといふことを御承知と思ひます。建設省の堰堤工事は設計からきつとしたものとして設計して工事費をとつてゐるのに、農林省の堰堤といふのはコンクリートでどうこうといふ総量でとつてゐるわけですね。そういうやり方も非常にずさんであるといふ、ある意味ではそういうつけ方をしている大蔵省にも問題があるけれども、そういう点にもひとつ問題がある。むしろここで一本化といふことを考へて、建設省あたりは、護岸、そしてまたそこにあるダム工事、上流の砂防、そしてまた山腹の荒廃工事といふものは、一貫して関連した方針の中で費用をつけていくという形をとつていけば、何とかこの問題も解決するのではないかと。やはりこういう問題について、直ちにこの所管を移すといふことはできないとしても、特にこの問題について建設省も農林省も問題あることに留意されるところに、農林大臣には特にひとつ荒廃山地の復旧についての施行工事の問題については妥協なかつたかといふことを検討していただきたい。そして災害基本法等でもできる機会に、こういう基本計画についてはやはり再度検討してほしいといふことを要望しておくわけでありまして。

災害救助法の基準が非常に私たちが言うのと低いと思ひます。今度もいろいろ引き上げという措置を講ぜられてはいるようでありましても、やはりこの点については特に検討を要するのではないかと。これを考へてゐるわけでありまして。具体的に、これがどう、あれがどうといふことは申し上げませんけれども、

〔委員長退席、理事赤間文三君着席〕

私たちの考へ方から言へば、これだけ災害救助法といふものが実施において強いワケをつけておく、あるいは低い基準をきめておくといふことであれば、この金額を國が負担するといふことが至当ではないか。また今のよう

に地方にも負担をかせさせるといふことであるならば、もう少しやはり實際的に基準を高くするといふ——國が全額責任を持つていかなければできないといふことであれば、ある程度今の基準でもやむを得ない点があるとしても、もしこれを實際的に即するといふ今のような分担であるならば、この点をもう少しやはり改善をしていく必要があると思ひますが、この点について厚生大臣はどういうふうにお考へになつておられるか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 答えを申し上げます。災害救助の基準につきましましては、松永さんも御承知のように、災害救助はほんとうにその災害直後の混乱した状態をしのぐ一時のものでございまして、これにつきましまして中央で一応の基準を定めまして、それに従つて地方で、それぞれ規則を作つてやつておるわけでございますが、最近の事情にかんがみまして、ただいま

個人災害についてはその場でとにかく救済できる方法を考えていこうじゃないかということになれば私は前進をすると思う。そういう点について、大臣の初めの災害救済法の問題についての答弁は、一応私たちはわかるのでありますけれども、どうもいつ聞いてみても、個人についての災害救助については、そういう御答弁の考え方では私は前進はしないと思うので、もう少しこの点については、今申しました私たちの意見について、どう一体考えておられるのか、その点をお聞きしたいわけですね。

○国務大臣(尾崎弘吉君) 個人の災害に対する援護につきましては、各方面からいろいろな御意見があるわけでありまして、社会党の方たちのお考えというところでは、現在の制度のほかにあるいは弔慰金あるいは見舞金というふうなものを出したらどうか、あるいは生活援護資金というものを創設したらどうかである、あるいは全額医療給付をやつたらどうかである、こういうふうなことが主たる内容をなすもののように実は伺っているわけですね。それらの御意見なり御要望なりに対しまして、私ももちろん検討するにやぶさかでないと思います。できるだけ被災者のためになることなら十分私も検討したいと存じておりますが、また、今仰せになりましたように、私の先ほどのお答への仕方は、いかにも厚生省の仕事に限局したようなお答への仕方をいたしておりました。これはひとり厚生省だけでなく、政府全体として考えなければならぬ問題だと思ひますので、その意味におきましても、厚生大

臣として十分留意して参りたいと思ひます。ただ今の、社会党の皆さんのおっしゃる個人災害に対する救済の制度をひとつ確立せよ、こういう御意見につきましても、その御意見はもうろん敬意をもって何うわけでありませうけれども、たとえば、弔慰金の制度というふうな問題にいたしまして、いろいろまた現実問題としては問題点を含んでいるのではなからうかと思ひます。それからたとえばどういう場合に、一体国がやるのが適當であるかどうか、こういうふうな問題点を含んでいると思ひます。また、援護資金の問題について言いますれば、厚生省関係でものを考えたとすれば、先ほど申しましたような、現在不十分ではございませうけれども、一応の制度があるわけでありまして、これらの制度についてさらに検討するということとは、もちろん私決してその勢を惜しむものでも何でもございせん。十分検討させていただきますたいと思ひますのでございませう。

それから医療の問題にいたしまして、とりあえずの医療という問題につきましても、この災害救済法による医療の給付、あるいは低所得者に対する医療貸付金の制度、あるいはお気の毒な世帯に対する生活保護上の医療の給付というふうな制度がございませう。何とかそういうものを活用するということとで、当面やっておるわけにございませう。御意見のありますところにつきましては、法律改正の際におきまして、さらに十分検討をいたしたいと存じます。

○松永忠二君 だいぶ長くなりましたので、最後に一つ。厚生大臣のいろいろなお話もありましたが、私たち必ずしもそれに賛成するといわけじゃありませんし、特に私は今度の、三十四年災並みと言っているけれども、厚生省の関係では福祉年金の支給に關する特別措置とか、共済組合の支給の問題とか、医療費の給付に關する特別措置が出ていないわけなんです、こういう点少し差があるといふふうに私も感じているのですが、ぜひひとつ、今の個人災害の問題については、何といつても厚生省が中心になりますので、十分なおひとつ検討をお願いしたい。厚生省のほうは私終りました。

最後に建設大臣にお尋ねをするわけですが、今度の災害の一つの特徴は、非常に住宅がやられたことであります。そこで、実際に第二室戸台風では二万以上が滅失しているわけですね。私はその資料を出していただいたんですが、一体今までの災害で、災害公営住宅やあるいは災害復興住宅がどのくらい一体被害を受けたものに対して実際の貸付を行なったか、住宅を建てたかという問題について数字を出したものをもしも出したらどうなわけなんです。これは、たとえば伊勢湾台風なんかについてここに出ていたわけですね。これは大臣にもひとつ見ていただきたいわけなんです、非常に公営住宅のほうも少ないし、それから災害復興住宅も建設の戸数が非常に少ない。極端なことを私申し上げると、住宅対策については、これじゃとても災害者はたまためというのを私は感ずるわけですね。私たち自身も災害についていろいろめんどろを見てきても、住宅については私

たちは全く今のままでは困るというところを強く感じていたわけなんです。こういうことについて、住宅対策について不満がどういふ点にあるのかということ、大臣はどういふふうにご考えられているのか、その点をひとつ大臣にお聞きをしたいわけですね。一体住宅対策、災害における住宅対策についてどういふ点に一体罹災者の人たちは不満を持っているのか、どういふ点を充実をしないかなければいけないといふふうに大臣は考えられておられるのか、まずその点をひとつ大臣から聞きたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 今度の室戸台風で見ますと、割合に前回よりも破損が非常に多かった。破損を早く直したいといふという要望が非常に強いようございませう。そこで公営住宅につきましても、大阪府及び大阪市等関係市町村と協議をいたしまして、非常に今度は迅速に修繕をいたしまして、この点は入居者の人たちが喜んでおられるように聞いております。一方、住宅公団の住宅につきましても、破損の完成するまでの間家賃を差し引き、減額をいたしますと同時に、台風の状況が台風前の状態に復すると同時に、できるだけすみやかに、私も現地を見まして、まだテントをつつたりあるいはビニールをかけたたりしているところもありましたので、歸りまして直ちに住宅公団に急速な復旧を命じました。報告を聞きますと、間もなく復旧を行ない、また家賃の減額等を行なつて、これらの住民の方々が喜んでいただいているといふことを聞いておりますが、その他の一般の場合におきましては、今度も御審議を願つておりますように、特例法を出しまして、災害復

旧住宅の戸数をふやすこと、及び補助率の引き上げをいたしましてできるだけ罹災者の方々が住宅に困らないようにという努力をいたしているわけにございませうが、これはいづれも公営住宅は地元が施行機関になりまして、地元の関係府県及び市町村が施行者になつてやるものでありますから、やはり地元としては住宅事情の状態とにらみ合わせて、申請をしてくるものと見えて、こちらが予想したよりも、結果から見ますと過去の実績等も建設戸数が少ないようございませう。しかしながら特例法で引き上げましただけの補助率及び戸数につきましても、申し出がありさえすればこちらは実施に事欠かないように努めておりますので、問題は地元関係市町村の熱意と申しまうか、需要状態と申しますか、そういうことに關係してきていこうと思ひます。かたがた、住宅金融公庫の災害住宅復興資金につきましても、これはワクが一応とつてあります、ワクで縛るわけではありせんので、足りませんければ予備の資金を算段、都合いたしまして、申し込みもあり、またそれが適格者である限りは融通をいたすことにはいたしているわけにございませう。一方、この貸付の資金でございませうが、従来は二十五万円でありましたが、それを三陸の災害の際に引き上げの交渉を大蔵省といたしまして三十二万円ということになりましたが、現在の物価なり世間の状態から見ても、三十二万円で復旧住宅を建てろということも、これは無理なのでありますので、現在も大蔵省との引き上げについては折衝中をございませう。何とか相当分の引き上げが行なわれるようにわれわれ

力は期待をいたしまして、せっかく努力をいたしているような状態でござい

ます。

○松永忠二君 この公営住宅について、私はまあある程度できていると思

うのですが、住宅金融公庫からの災害の復興の住宅、それから一般住宅の中

の災害特別貸付というワケがあるわけ

です。こういうふうなものについて、まず坪数の制限がある、規格の制限が

ある、金融機関の距離というような問

題がある。それから災害の戸数という

ようなものにも問題があるし、今お話の

ような金額の制限がある。申し込んだ

者についてはできるだけやるようにい

たしますけれども、申し込と承認の数に

ついては非常に差があるというこ

ろ。規格の制限がある。そういうこと

になってくるので、現実には被災者は

どういふことになっているかという

と、実は中小企業金融公庫から借りた

やりになるようであります。ただ問題はワクを広げてとか何とかおっしゃるけれども、政令でちゃんときまつてあるワクであるわけです。そんなものは拡大解釈なんかできるはずはありません。戸数の制限なんかについては、それからまた貸付の問題なんかについても、係官で融通できるような基準というものは——その大綱に基準はなくて、いろいろなら、そんな基準はなくていいわけです。あなたのおっしゃったようなことには限界があるわけですから、だからこの点は、やはりただ事務当局のお話を聞かれるだけではなくて、あなたもいろいろ現地の人たちに直接お聞きになると思うので、私たちも現地の住民の被災者を直接扱って、特に私は住宅対策については、災害の公営住宅をつつみて、山の奥へ公営住宅を作ることではできません。あるいは農民はそんな少ない坪数で家を建てることはできないのであって、やはり今後のいろいろな使方面も考えて、きめられたような規格で家を建てたのでは商売をやることはできないわけです。だから、もっと現実に即したいわゆる住宅の金融の仕方というものがあると思う。これはいつでもやれと私は言っておるのじゃなくて、災害のあったときにはせめてそういうくらい金が出るとして融通されてもいいのではないかと。さっきの質問じゃありませんけれども、個人災害だつてほとんどこれという金が早く来るわけじゃないのです。だから一番先に流れてしまった、こわれてしまったものについては、もっと簡単に金が一応渡つて、それで復旧ができるというふうに、返済については責任を負わせる

としても、そういう措置をとるべきじゃないか。山の奥では金融機関は復興住宅の申し込みすら受け付けられないであります。指定をし直さなければ借りることすらできないのであります。もう少しやはり、この点についてはこまかいことにならなくて、具体的にこれは申し上げませんけれども、私は、こういうような状態の災害の住宅復興を現在やっておつたのでは、今度あなたは損傷が多いといつておられるけれども、室戸台風だけでも二万以上やられておるわけですから、もう少しこの点については住宅金融公庫の人の説明だけを聞いておるのではなくて、現実に即した対策をひとつこの際、検討願いたいということをお願ひをして質問を終わりたいと思つておられます。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘のような点も確かにあると思つて、今後一そう注意いたしまして、なお条件等につきましてもは再検討いたしまして、現実に即するように努力をいたして参りたいと思つておられます。

○牛田寛君 このたび、本年度の各種の災害の復旧対策について、本委員会に十八の法案が提出されておりますが、私は毎年起こつてくるこの災害に対する措置が急速に実施されて、そして被害者、困窮者に政府の力が行き届くように、その強力な施策を期待するものでございまして、問題は、毎年襲つてくる災害をどうして防いでいくか。最小限にいかにして食ひとめるかといふところにわれわれの努力がなされていかなくてはならないと思つておられます。いろいろな問題が広範にわたるわけでもございまして、今言つたような立場から、ごく問題をしばつて二、三の点について建設大臣を中心に関係各省に伺いたいと思つておられます。

初めに厚生大臣がおいでになつておられますので、ごく小さい問題でございしますが、一点大切だと思つて、ひとつお伺ひしておきたい。それは、ことしの六月の集中豪雨の被害で、北海道の都市でございしますが、母子寮、身体障害者寮、かなり大規模にできておられます。そこが全面的に被害を受けておる。現地に建てておられる場所で見てもこれは水害の起こり得る場所であるといふ所に建てておられるわけでありまして、まあ身体障害者寮はかなりワキワキ以上まづつておる。そういう住宅を建設する場合に、当然立地条件を考えなければならぬのであるけれども、そういう点に手落ちがあつた。まあ結果的にはそう考えられる。特に母子寮は水害の最も低い場所に建てておられます。これは屋根までつたつておる。たださきにも不幸なそういう人たちが、また災害にあつた可能性のある場所にならるというところは、非常にわれわれとして考えなければならぬ。これは私は一つの事件を取り上げたわけではありますけれども、そういうふうな立地条件といふことを考えますと、これからはもうそういう場所が多過ぎていくのではないかと懸念があらりますので、その点について厚生大臣からお考えを承りたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 非常に適切な御注意だと思つたのであります。今回の災害につきましても、今お話しな

ました寮そのものは、私よく承知いたしておりましたので、その点についてこまかく申し上げる何もないのでございしますが、一般的に申しまして、ことに母子寮なんかには古い施設を転用して使つておるというものもかなりある。実は毎年そういう古い施設の改修といふようなことには、多少なりとも国庫補助を出してやつておられるわけでありまして、今御指摘になりました土地の選定等につきましても、あるいは従来そういう点について十分な配慮がなされなかつたということが必ずしもなかつたとも申し上げかねるわけでもございまして、今後、土地の選定等につきましても、本省をいたしまして十分気を付けて参りたいと思つて存じますが、非常にいい御注意を受けたと存じております。

○牛田寛君 厚生大臣のお答えでございしましたが、まあ、こういう施設は全国に及んでおると思つた。したがうして、今そういう条件について厚生大臣御存じないといふことでございまして、けれども、災害が起る場合には、いつでもそういう関係にも影響が及ぶといふことが考えられます。厚生省もやはり災害が起つた場合には、建設省の責任といふことになさらないで、やはり災害が起つた場合には、厚生省関係の、そういうふうな不幸な人たちに災害の影響がどう起つておるのかといふことを、もう少し徹底的に確かめたい、熱意を持った施策を推進したい、こころいふふに思つて一言だけ、大臣のお考えを承つておきたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 十分今後注意して参りたいと思つておられます。

○牛田寛君 次に、建設大臣に伺いたいと思つておられますが、高潮の災害は伊勢湾台風で非常に大きな被害を受けました。高潮対策については、総合的な、恒久的な対策を行なうといふことは、政府がたびたび言明されておつたわけでもございまして、私も二度とこいうことは起こらないことをまあ期待しておつたわけでもございしますが、このたびは、第二室戸台風によりまして、大阪あるいは大阪湾沿岸にいて高潮の被害が起つたのであります。で、伊勢湾台風の経験に基づいて、まあいろいろと施策が行なわれたはずでございしますが、このたびも、やはり同じような被害を繰り返されたといふことについて、今までの対策がどの程度実行に移されたか、また、将来どの程度具体化されていくかといふことについて問題があると思つて、まあ大阪は、大阪市は幸いにして比較的僅少な被害だつたと思つておられますが、これがまあ東京湾に同じような高潮が襲つてくれば、また大きな被害があるといふことは考えられるわけでありまして、それから大阪湾の沿岸地帯は、やはりかなり問題があるように思つておられます。その点について、また大臣の総合的なお考えを承つておきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 確かに、標準水位から見てゼロメートルあるいはマイナスの所に居住するといふこと自体に相当無理があるわけでもございしますが、しかしながら、日本の国情から見ると、国土を高度利用いたしまして、住める限りの所は住み、活用できる限りの所は活用せねばならない国柄にある

るわけでございますから、私は、このゼロメートル以下のような所は、災害の受けやすいような地域に住むことが無理だと言ひことはできないと思ひます。そこで、問題は、さような地域につきましても防潮堤を整備する、その他、諸方策を講じまして、災害を防ぐ努力を国がする、公共の力をもつてするということは当然でございます。さような角度に立ちまして、伊勢湾の場合は、伊勢湾台風を契機といたしまして、大規模な改良復旧を行ないました、あの規模の大災害が来まして、今度は絶対に大丈夫である、と私どもも自信を持つておるわけでございます。しかしながら、いまだ伊勢湾と同じ痛い思いをしない大阪湾、東京湾等は、伊勢湾台風程度の台風のことを思い出せば戦慄するような気持ちで私どもも考えておるわけで、極力、この防潮堤の整備については努力をいたしておる次第でございます。すでに五力年整備計画を立てまして進んでおる最中に、今度の第二室戸台風の災害を受けたわけであります。したが、いまして、この五力年の計画をさらに緊要実施いたしまして、大いに繰り上げて施工するように運びたい、こう思つておるわけでございますが、なお、これに関連しまして申し上げたいと思ひますことは、こういう低い地帯におきましては、防潮堤を幾ら整備しましても、豪雨等、あるいは、今度の第二室戸台風は割合に雨を伴わなかつたのであります、雨が伴つた台風でも参ります、とはなほだしい浸水をせざるを得ない地勢的な状態にあるわけであります。ですから、浸水それ自体はやむを得ないとしても、せめて浸水したも

のは急速にこれを排出をするという大規模の排水施設を整備する、このことが非常に重要であると思います。かような角度に立ちまして、来年度予算編成にあたりまして、私どもは、公共事業としての堅固な排水施設の整備、これに向かつて予算措置等も講じていきたいと思っておるわけでございます。ややもすれば、この排水施設が下水の排水であったり、あるいは農業排水であったり、都市排水でありまして、浸水いたしますと、排水ポンプ自体が、モーターが水につかってしまふというような状態が各所に起きますので、そういうことのないように、浸水しても水につからない堅固な、強力なモーターの排水施設を整備する。もう一点は、今年の春の国会で御審議をいたして成立いたしました防災建築街区造成法でございますが、これを、せっかく法律も成立いたしましたので、極力、推進を各地方公共団体と協議をいたしまして進めて参りたいと思えます。低湿地帯におきましては浸水することはやむを得ない。しかし一階のぼろ家では、これは浸水したらもう全くだうりにも動きがつかない。人命にも影響があるというような状態を起こしますから、できるだけ不燃建築の、堅牢な建築の二階建以上に、そういう街区を指定しまして整備していく。これらができていけば、まあ一階は水につかりまして、貴重品を持って二階、三階に上がってしまふ。水の引く一日なかり二日なりはそこでしんぼうはできるし、財産も失わずに済むし、人命にも影響なくて済む、こういうことにできるわけでございますので、この防災建築街区造成法が制定をされましたの

で、ぜひ防災建築街区造成法に基づいて、防災街区の造成ということに向かつて、これは地方公共団体にまず熱意を示していただかなければなりません。が、これに対して、法律上定められた助成の道を国としていたしまして、極力そういうこともあわせて、今後、とにかく災害の多い日本の国柄としては災害を防ぐということに、防災的見地に立つてあらゆる施策を強力に進めていかなければならないということを感じておるような次第でございます。

○牛田寛君　ただいま低渚地帯のお話がございますが、この点についてはまた別の機会に申し上げたいと思っておりますが、防潮堤が伊勢湾については堅固なものができた。しかし大阪湾についてはまだ堅固でなかったために災害が発生したと、こういう結果になっておると思います。で、伊勢湾の場合でも、建設省の直轄工事の分と、あるいは農林省関係の分、あるいは地方公共団体の分というようにいろいろあります。で、その欠陥が現われたということ、が言われておるわけでございます。また、事実そういう結果が出ておるわけでありまして、今度の大阪湾の堺、あるいは和歌山方面にかけてかなり防潮堤の被害が出ているように伝えられておりますけれども、その被害の状況についてはどのように御承知になっておりますか。

○国務大臣(中村梅吉君)　私も、わずかな時間でございますから十分とは参りませんが、要所々々防潮堤の破壊されましたような箇所を見聞をいたして参ったのでございます。これらは古い時代にできた防潮堤でございますの

で、今後復旧をいたします場合には、単なる原状復旧でなしに、相当な改良復旧を加えまして、また一カ所だけ直しまして、隣りがまた次の災害でやられては何にもなりませんから、そういうのは関連工事としてできるだけ整備をするようにいたしたいと思っております。いずれにいたしまして、大阪湾の高潮防衛だけでなしに、紀州一帯というものは申すまでもなく、いわゆる台風常襲地帯といわれて復旧及び関連事業、改良復旧ということに努力をせなければならぬと思うって、せっかく今後努力をいたしたと思つておる次第でございます。

○牛田寛君 関連あるいは復旧で整備をするというお話でしたが、伊勢湾台風を経験からも、いろいろな欠陥に対する経験を得たのであります。その点について、あるいは復旧事業で三分の二とか、あるいは四分の三とかいふような補助と、そういうことで、はたして根本的な防潮堤が——かなり大規模の台風に対して高潮災害の予防できる確信のあるものが作り得るかどうかという点に対して、私どもは疑問に思つております。それは何回も繰り返されている災害でありますから、もう少し政府が常に言われている恒久的、総合的対策というものに対して、具体的にこのようにするという方法を打ち出される必要があるのではないかと、そういうふうに考えるのであります。その点についてももう少し突っ込んだお考えを承りたいと思つております。

○国務大臣(中村梅吉君) 現に災害で破壊をされず、被害をこうむらなかつ

た地場につきましても、一般の海岸事業としてできるだけ早く整備することが必要であることは申すまでもありません。ただまあ、これにつきましても、国全体の財政事情というものと関係がございますので、われわれの仕事をだけを担当している者から見ますと、心はやたけにはやるような気持でおりますけれども、国全体の財政事情等を常に勘案して進めて参らなければなりませんので、予算意のごとくには参りませんが、極力力を尽くして、将来の災害の起こらないように努力をして参りたいと思つてゐるわけでございます。

○牛田寛君 今度の防潮堤の被害も、やはり水産庁関係の漁港、あるいは直轄事業の部門、そういうふうな境目が破られてゐるということが再び起こつてゐるわけでありまして。この点について、復旧あるいは関連の工事をこれから施行される場合に、この欠陥をどういう方法で除いておいでになるか、それを伺ひたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 現在の行政組織のもとにおきましては、努めて関係各省と連絡をとりまして、私ども遺憾のないようにして参りたいと思つております。伊勢湾の復旧につきましても、世間でも運輸省のやつてゐる海岸堤防と建設省のやつてゐる海岸堤防と方式が違つるので、方式の違つても同士が結びついてゐる、こういう個所があるというようなことも聞いております。こういう点につきまして、遺憾のないように十分関係省で連絡をとつてりまして努力をしていきたいと考えております。

○牛田寛君 ただいまの建設大臣のお話で、古い防潮堤、危険な場所について

て改めていきたいというお話がございました。これは至急特に災害の起こる
い、こう思っておるようなわけであり
ます。

危険性のある場所、大阪湾、紀伊半島あるいは四国であるとか、あるいは東京湾であるとか、そういうふうな災害の起こりやすい場所、そういう区域に対して具体的にどのような予算措置をとられているし、なされるお考えか、それを伺いたいと思うのです。あるいは次の通常国会にどの程度の予算措置をとられるか、お伺いしたいと思います。

○牛田寛君　ただいまのお話を伺いますと、これまでの伊勢湾台風あるいは第二戸台風というような災害を通じて、現在の防災態勢は非常におくれているという印象を受けるわけであります。ただいまの建設大臣のお話ですと、まだこれからも十分災害を受ける見込みがあると、そういうふうに私どもは考えざるを得ないわけであります。この点については災害の起こるた

い、こう思つておるようなわけであり
ます。

○牛田寛君　ただいまのお話を伺いますと、これまでの伊勢湾台風あるいは第二室戸台風というような災害を通じて、現在の防災態勢は非常におくれているという印象を受けるわけであります。ただいまの建設大臣のお話ですと、まだこれからも十分災害を受ける見込みがあると、そういうふうに私どもは考えざるを得ないわけであります。この点については災害の起こるた

す。いつでも問題になるわけでありま
すが、台風が過ぎますと、その精度が
問題になって、責任はだいぶ氣象庁へ
行くわけがあります。長官として、こ
れから台風予報の精度を上げていくに
に、どういう方向に持っていかなけれ
ばならないかというお考えがあると思
います。その点について長官の確信の
あるお考えを承つておきたいと思ひ
ます。

○政府委員（和達清夫君） 台風に対し
て台風の予報が非常に重要な地位を占

の観測の手段、方法として、まず台風の進路とそれから速度、位置、そういうようなものができるだけ正確にするために、こういう方法がきめ手だと、こういう方法が完備してくれば、もつと正確になるという具体的な問題がございまして伺いたいのですが。

○政府委員（和達清夫君） 陸地に台風が近づきますとレーダーなどが非常に有力になるのであります。海上におきましては、船舶もあまりございませんので、飛行機観測が現在においては有

ら目下検討いたしておる段階でございます。

○牛田寛君 第二室戸台風の場合は非常に観測精度がよかったといわれております。二十四号台風、あのときは東京湾からずれたという結果になっておりまして、先日の衆議院での話だと思いますが、飛行機観測のデータが入っています。かえって結果を誤るといふようなお話があったわけです。レーダー網と飛行機観測の関係で、私はその話を伺いまして、むしろレーダー網

100

○国務大臣(中村梅吉君) 毎年予算といふものは、どうも原局が起案をして希望しておるような工合に、予算編成で目的を達しかねておるわけで、結局これは国全体の財政経済事情、あるいはその年度の予算規模というものに縛られました、やはり原局の者からいへば非常に不満足な金額しか計上されないといふことが、これは建設省だけではない、各省ともそういう傾向が強い

びに、政府が総合施策、恒久施策といふことをたわれておりますけれども、実際にはそれが実行できないといふ、そういう結果になっているのじゃないか。この点については今後とも国家としての大きな損失のもとでもあるし、尊い人命を失われていくことでもありますし、今までの防災態勢がおくれているといふこと自体が、政府の怠慢ではないかと思われるわけでありま

めることを、私どもも十分認識し、全力をあげておる次第でございます。実際ににつきましては現在の科学の程度を、実観測される資料の不十分によって、なお改善すべき余地があると思っております。私どもが現在の科学で到達し得る点までには、何とか施設も整えたいと存じまして、一般の気象観測はもうろんといたしまして、特に近年非常に重要性を見えてきました気象用レー

力な手段であります。将来におきましては気象衛星等の利用というような問題も次第に発展して参るかと存じております。

○牛田寛君　今度の台風の災害のあとでレーダー観測と飛行機観測が問題になつてゐるわけであります。予算措置の上からどちらを優先するかというよりなことが当然問題になつてくると思つてゐます。現実問題として現在の状況下

をもつと急速に完備した方が現実的に精度が上がるのではないか、こういろいろふりにしろと考えて考えたわけでありますけれども、問題はいかにして精度を上げるかという現実の問題があるわけであります。気象庁長官として、やはりいくらかでも予算を持って、それで精度を上げるための道具と手段を整備しておくということが必要ではないかと思うので、気象庁長官として最

1000

と思います。そこで計上されました予算をどう配分するかということになりますと、その緊急度に応じて実施して参りますので、今ここで抽象的にちよつと申し上げかねるわけでございます。全国的にそういう理想的な整備をいたしたいことは山々であり、われわれ大いに意欲に燃えておるところであります。計上されました予算規模

すので、この点についての十分なる強力なる推進を希望して、建設大臣に対しては私はこの程度で終わります。それから時間もございませんので、気象庁の長官に台風予報の問題について二、三お伺いしたいと思ひます。

台風の予報は、災害をできるだけ小さくとめるために、私どもが非常に関心を持つわけであります。台風が来るときには関心はすべて気象庁の予報

ダーの観測網を整備したいと存じております。もちろん、台風の情報それ自身とともに、大雨とか高潮とか風とかいうものが災害をもたしますもので、そういうものに対しても、たとえば山地に雨量ロケットを配置するとか、海岸に高潮を自動的にはかり、予報者に刻々知らせる装置を作るとかいうようなことも考え、そして一方研究所におきまして、あらゆる具体的

点的に必要なのはレーダーあるいは上空に重点的に整備していかなければならない。……この点も何伺いたします。

○政府委員（和達清夫） 現在では気象用レーダーが第一に考えられております。飛行機観測につきましては、目下米軍の観測資料が直ちに送られて参りますので、それを使用しております。

も強力に推進すべきところはこうだ。その方針を伺つておきたいと思うわけであります。本国会ではその点についてまだ十分なお答えを伺つていないように思ふであります。この際、その点についてはつきり伺いたいと思うわけでありますが、伺えたら伺いたいと思ひます。

○政府委員(和澤清夫君) 先ほども申し上げましたように、現在におきまし

1000

に徴いまして、緊急度を増強して、われわれは実施をしていく以外にはございませんで、極力危険箇所なり、あるいは常襲地帯なりというものを、十分に各現地の地方建設局あたりと連絡をしまして、できるだけ有効な高度利用を、予算の高度利用をしていきたく

に集まるわけでありませう。知念庁の予報のいかんによつて災害に対する避難あるいは災害の大小に対して大きな影響を持つわけであります。非常な関心を持つわけでありませう。その点について災害予報の精度ということについて一般国民の関心があるわけでありま

の科学の結果を研究しまして、その結果を実際の予報あるいは災害防止に使用したいと存じておる次第でございます。

○牛田寛君 電ねてお伺いいたしますが、現在の気象に関する知識を土台にして観測なさるわけですが、そ

す。もつとも飛行機観測をおが固自体
においても行なうべくいろいろ検討し
て参りました。この検討次第によりま
しては、私どもも自分の手で飛行機観
測を行なうことを開始したいと思
うのでございますが、何分にも非常に技
術上の困難、経費の膨大に要することか

ては、第一手段としてはレーダーを完備したいと思っております。そのために三十七年度の予算にも富士山にレーダーを置くことを予定いたしております。もちろん、台風の予報は単なる一つの機械でなくて総合的のものでございます。特に各所に展開しておる観

100

測、またはそれを受け取って処理する者たちの技術の向上と、やはり十分なる人員を置きたいというようなことも考へておる次第でございます。

○牛田寛君 予算規模について伺へたら伺いたいと思ひます。リーダー網の完備についての予算規模。

○政府委員(和達清夫君) ただいままでに七カ所設置されておりました、今年度に二カ所追加されますから、九カ所になるわけでございます。三十七年度におきましては、先ほど申し上げました富士山のほか仙台、札幌にリーダーを据えつけたと存じている次第であります。

○牛田寛君 予算の規模は大体どの程度が必要か、大体の見当が何れれば伺いたい。

○政府委員(和達清夫君) 気象庁全体で申しますと、三十六年度が四十九億でありまして、三十七年度に七十一億を計上いたしております。その中に台風対策、直接の台風対策でございますが、これに十億でございます。また、約その程度計上いたしております。もちろん、この進路は一番基本になるものでございまして、発生します災害につきましては、高潮とか雨とか、それぞれの予報がございまして、それらのためにも十分なる施設をいたしたいと思っております。

○牛田寛君 今のお答えの十億は、一般観測に対する予算ではないかと思ひますが……

○政府委員(和達清夫君) 単に台風と豪雪の対策だけでありまして、そのうちリーダーが三億、沿岸防浪気象業務が約一億六千万円、水害気象業務が三億九千万円、台風の研究の強化が二億

となつております。もちろん、これは台風の直接の問題でありまして、防災気象官とかその他電子計算機を使つて計算するとか、高層観測をするとか、そういうことは別にたゞいまの中に入つておりません。

○牛田寛君 少しこまかく伺ひたいわけでありまして、私が日ごろ感じておりますのは、直接気象業務に携わる予報官の人たちの努力であります。特に台風の進路及び位置、その速度については、防災態勢を整える上に、最も私どもが知りたい点でありまして、その点について、やはり精度が悪い場合には、攻撃が集中するのではないかと思ひます。そういう点についてやはり十分な武器を与えていくことが私たちの責任ではないかと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 気象庁が防浪の仕事をしてはおります。もちろん台風がその中の第一でありますけれども、豪雨もあり、豪雪もあり、その他いろいろございまして、また台風の予報一つに對しては、ほとんど気象庁全部がそれに直接関係しておる次第でございます。ここに先ほどは

台風直接のものを申し上げましたけれども、どこに重点という点になると非常にむずかしい問題になります。私どもは五カ年計画を作つて推進したと存じておりますので、それが私どもの方向を示したもので、そしてそれに基づいて毎年予算を組んでおるわけでございます。先ほどお尋ねいただきました人員の点が、私ども最も苦勞しておる点でございます。最近の気象庁業務の増加と、二十四時間いつでも自然現象と取り組むという意味におきまして、現在の気象業務に働いておる人が非常に苦勞しておる点を見ますと、また一方この気象庁で出します予報、警報がいかに社会に使われるかということが大事であり、その方面のことも勘定されておるわけでして、伊勢湾台風にもわずかに二十七人ございまして、防浪気象官というのを認められまして、私どもは少なくとも三十七年度の防浪気象官八十六名は、ぜひとも、こういう仕事には置くようにしていただきたいと存じておる次第でございます。

○牛田寛君 次に科学技術庁にお伺ひしたいと思ひます。臨時台風科学対策委員会というものが伊勢湾台風のおとで設置されたわけでありまして、中間報告が出されております。で、幾つかその必要な対策というものがうたわれておりますが、そういうものがどの程度各省関係で実行に移されているか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(前田陽吉君) ただいまのお尋ねでございますが、臨時台風科学対策委員会は、昨年の三月に報告を終わらして廃止されておりますが、この

報告の趣旨を体しまして、当庁におきまして、台風科学技術関係の試験研究設備等の防災研究の推進をはかつたわけでございます。そのやり方としまして、私どもの科学技術庁では関係各省庁の試験研究機関の経費見積りの方針を調整するという業務がございまして、その見積り経費の見積り方針の調整、平たく申しますと関係各省から予算要求が出て参りまして、それにつきまして大蔵省に要求が出るわけでございしますが、当庁におきましてその資料を当庁で受領いたしまして、それを検討評価いたしまして、大蔵省のほうに對して意見を述べまして強く推進をはかるといふことでございまして、そういう方法を通じて推進をはかつておりますことが一つでございます。その結果、三十五年度の予算におきましては、目ぼしいものを申し上げますと、気象研究所には台風研究部が新設されておりますし、運輸省の運輸技術研究所の港灣水工部には水利実験のための模型が新設されております。なお、建設省の土木研究所におきまして、茨城県の鹿島に水利試験所が新設されております。なお、農林省の農地局の関係では、実験研修室平塚分室というものが新設をみております。これは目ぼしいものを拾つておりましたが、こういうふうに関係各省庁の試験研究機関の中で、特に防災関係のものにつきましては、広く関係各省にまたがっておる性質上、総合的に私どものほうで検討を加へまして、大蔵省のほうに意見を申し述べるといふふうなことをいたしております。なお、そのほか科学技術庁に昨三十五年度から特別研究促進調整費と申しま

する研究の予備費のようなものでございますが、緊急の研究であつて、しかも次の年度まで待てないというものために調整費が予算化されておりますが、その中で三十五年度には東京湾の高潮防災特別研究のために三千五百万をこの中から支出いたしました。気象研究所、運輸省の海上保安庁の水路部、農林省の農地局、建設省の土木研究所、こういうところの協力を得まして、総合的な研究を展開しておる次第でございます。

○牛田寛君 今度の災害では、ダムによる災害が大きく問題になつて参りました。先ほど御答弁がございましたように、その内容もこまかく検討されたところでございするけれども、当然ダムによる災害は河川を中心にして総合的に、その河川の狀態を究明していかなければならない問題であるとすれば、科学技術庁としても、当然その河川の問題は取り上げなければならぬと思ひますが、その点についてはどういふ対策をお考へになっておりますか。

○説明員(前田陽吉君) ただいまの御質問でございますが、河川の問題につきましましては、建設省の土木研究所が大体主体でございまして、その土木研究所の概算要求も、私どものほうにいたたくわけでございますので、それを通じまして、それぞれの項目につきまして、ダムも入つておりますが、河川の問題のいろいろな研究も入つております。それぞれ検討いたしました。これは非常に推進すべきである、そういうふうな意見を大蔵省のほうに申し述べておる次第でございます。

○牛田寛君 先ほどからお話がありまして、特に河川の問題について

は、各省間の関連性が非常に重要になつて参ります。調節の問題にいたしまして、砂防の問題にいたしまして、降雨量とそれから計画流量の問題にいたしまして、それが予防との関連性を持つて参りますし、その点についての関連性を持った科学的な統一というものが、これからはますます必要になつてくると思ひます。その点について、ただ各省の予算を取つて、それを配分するというでなしに、むしろ、科学的な方策をもう少し科学技術庁が中心になつて進めていくべきではないかと、こう考へるわけでありまして、その点についてどのような考へなり、具体策をお持ちになるか何つておきたいと思ひます。

○説明員(前田陽吉君) ただいま御指摘の点でございますが、まことにこのもつともでございますが、私、先ほどちよつと説明を省略いたしましたのでございまして、予算見積りの方針の調整をいたしたに際しまして、事前に各省から、予算が出る前に関係の各省の方々を、防災と申しましたもたいへん広うございまして、個々の台風の問題でありまして、あるいは河川の問題でございまして、あるは台風の項目にわたつて、関係省庁の方に集まつていただきました、それぞれのことまい問題について明年度の対策についての連絡を、私どもが中心になりましてはかつておる次第でございます。たくさん連絡会を開催いたしまして、そういう点で意思の疎通をはかつておるわけでありまして、それから科学技術庁には資源調査会という諮問機関がございますが、資源調査会におきましては、防災関係の

多数の報告なり、勧告を科学技術庁のほうにいただいてきておりますので、そういう趣旨を尊重いたしまして、私どものほうでは総合的に各省の連絡をはかりつつ研究を推進するというふうな努めておる次第であります。

○委員長(松定吉君) 赤間委員の御質問は、きよりはもうよろしいです。か。

○赤間文三君 よろしゅうござい

○委員長(松定吉君) この際、理事の辞任についてお諮りいたします。理事稲浦龍藏君より理事を辞任いたしました旨の申し出がございました。申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松定吉君) 御異議ないと認め、さうして決定いたします。

次に、欠員となりました理事の補欠互選を行ないます。互選は、先例により委員長において指名することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松定吉君) 御異議ないと認め、さうして理事に米田正文君を指名いたします。

本日はこの程度にて散会いたしました。次回(明日午前十時から)開会いたします。

午後二時四十二分散会

十月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、

八月及び十月の水害又は同年九月の風水害により被害を受けた場合における社会保険の保険料の減免等に関する特別措置法案(衆)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害により被害を受けた場合における社会保険の保険料の減免等に関する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害により被害を受けた場合における社会保険の保険料の減免等に関する特別措置法案

(保険料の減免)

第一条 次の各号に掲げる社会保険の保険者は、事業主又は被保険者が、当該事業所若しくは事務所又は当該被保険者の住居若しくは家族が昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けたため、保険料を納付することができないか又は著しく困難であると認めるときは、政令の定めるところにより、この法律の施行の日以後六箇月の期間内に納付すべき保険料を減免することができる。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)に規定する政府の管掌する健康保険

二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)に規定する日雇労働者健康保険

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に規定する船員保険

四 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に規定する厚生年金保険

五 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)に規定する失業保険

(国庫補助)

第二条 国庫は、前条の規定により減免した保険料の額に相当する額を補助するものとする。

(日雇労働者健康保険の受給資格の確認に関する特例)

第三条 日雇労働者健康保険法に規定する事業主又は被保険者が第一条の規定により日雇労働者健康保険の保険料の減免を受けたときは、同法に規定する保険給付の受給資格の確認に関しては、当該保険料は、政令の定めるところにより、納付されたものとみなす。

第四条 第二条の規定により失業保険に關し国庫が補助する場合に、失業保険法第二十八條第二項中「徴収した保険料総額」とあるのは「徴収した保険料総額に昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害により被害を受けた場合における社会保険の保険料の減免等に

關する特別措置法(昭和三十六年法律第 号。以下次条第二項において「特別措置法」といふ。)第二条の規定により国庫が補助した額を加えた額」と、失業保険法第二十八條の二第二項中「徴収した保険料総額」とあるのは「徴収した保険料総額に特別措置法第二条の規定により国庫が補助した額を加えた額」とする。

(失業保険の受給資格に関する特例)

第五条 失業保険法第三十八條の五第一項の日雇労働被保険者又はこれを雇用する事業主が第一条の規定により失業保険の保険料の減免を受けたときは、当該日雇労働被保険者に対する同法第三十八條の六の規定の適用については、当該保険料は、政令の定めるところにより、納付されたものとみなす。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費は、六億円の見込みである。

昭和三十六年十一月二日印刷

昭和三十六年十一月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局